

平成16年白老町総務文教常任委員会会議録

平成16年4月26日(月曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 3時57分

議事日程

第 1 所管事務調査 財政運営総合対策について

会議に付した事件

所管事務調査 財政運営総合対策について

出席委員(7名)

委員長	吉 田 和 子 君	副委員長	吉 田 正 利 君
委 員	熊 谷 雅 史 君		玉 井 昭 一 君
	西 田 祐 子 君		斎 藤 征 信 君
	及 川 保 君		

欠席委員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

財政課長	辻 昌 秀 君
財政係長	大 黒 克 己 君
行政改革推進室長	吉 田 稔 君
行政改革推進室主幹	岡 村 幸 男 君
総務課長	白 崎 浩 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎 宏 一 君
書 記	浦 木 学 君

開会の宣告

委員長（吉田和子君） ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。

委員長（吉田和子君） 本委員会については傍聴を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（吉田和子君） ご異議なしと認めます。よって、委員会条例第16条の規定により、委員長において傍聴を許可いたします。次に本日の委員会の日程について事務局長から説明をいたします。

事務局長（山崎宏一君） おはようございます。ご案内のとおり今日と明日、所管事務調査ということで財政運営総合対策についてということになります。それで大ざっぱにですね、先般、今日、明日の日程についてあらかじめ配布してございます。基本的にはそれに則って進めて参りたいと思いますが、ただ、説明そして質疑ということになりますので、その状況によっては繰り上げてね、昼からのやつが若干説明だけでも午前中ということもあるかもしれませんけども、基本的には先般お配りした日程に基づいてということになります。そんなことで本日ただ今から大体めどとしては4時ぐらいまでと。これも繰り上がるということも考えられますけども。それと明日については、これもやってみなければわからない部分ございますが、大体正午ぐらいまでと。午前中ということになるかと思えます。そんなことで2日間よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

委員長（吉田和子君） ただ今説明がありましたとおりに進めて行きたいと思えます。第1章、第2章、第3章の説明を一応一通りしていただいてから質疑応答をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それから携帯等の電源は切っておくか、マナーモードにしておいていただきたいと思えます。では早速、町側からの説明から入りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） それでは今日、明日説明させていただきますけども、先に資料の確認をいたしたいと思えます。3月議会でお配りしております白老町財政改革プログラム案、ほぼこれに沿ってご説明いたしますけれども、付随しての資料ですね、3月議会でお配りしている白老町の財政状況の推移ですね。プログラム案と一緒にお配りしているものがあるかと思えます。それとあとは本日追加資料ということで、平成14年度決算状況というA3判の大きな資料お配りしてございます。これは普通会計の決算の状況ということで、概ね去年の夏ぐらいにはまとまっているんですけども、最終的に道、国への報告の中で確定になった表がつい先日来たものですから、一応配布ということにしてございます。あともう1枚、平成13年度の決算状況、胆振管内の他の市町村との比較、あるいは道内の人口2万人以上との比較とございます。こちらの方は13年度ということになっております。14年度の決算状況の他の町の資料もつい先日来たばかりなものですから、ちょっとこういう形にはまだしてございませぬけれども、近いうちにまとめたいたいと思えます。

それでは財政改革プログラム案に基づきましてご説明したいと思います。この策定の経過、あるいは今後の見通しにつきましては議員協議会の方でもご説明しておりますけれども、6月議会に向かって何とか取りまとめしていきたいという考え方でございます。先日行ないました町内会長会議等でご説明したり、またホームページにも掲載しておりますし、広報の5月号で掲載して町民の方からのご意見もお聞きすると、一応そういうふうなことで進めてございます。それでは1ページでございます。第1章の行財政の立て直しに向けてということでありましてけれども。今後の説明は一部、先日議員協議会でご説明した内容とちょっと重複するところがあるかと思っておりますけれども、一応確認ということでお聞きいただきたいと思います。第1章につきましては最近の財政状況について記載してございますけれども。第1節直面する財政危機という部分で、最近の動きとして昨年6月にまとめられた三位一体改革に向けての国の基本方針、骨太方針第3弾、その概要を前段に載せてございます。

それに基づきます制度改正の中身ということで国の16年度予算編成の中で、児童保護費等の負担金の一般財源化とその具体的なものを載せておりますけれども。16年度の予算の説明でもお話ししておりますけれども白老町への影響の部分をちょっと申し上げますと、児童保護費等負担金の一般財源化、これは国の今まで負担金として町営の保育園について国から運営費、措置費の2分の1が交付されると、道から4分の1が交付されると、そういう仕組みだったものが国から来る2分の1、並びに道から来る4分の1が無くなって一般財源化されたということです。この一般財源化という意味につきましては、基本的には地方交付税の需要額の方でカウントされると。そうは言っても結果的には、結果的と言いますか、まだ7月の算定交付税終わってみなきゃわかりませんが、総体としては減る中で増える要因を折込むということですから、かなり厳しい状況だということです。その白老町の影響額ですけれども、国と道合わせて一般財源化の部分は1億1,200万円ほどになってございます。この分が従来どおりだと、16年度の歳入で見込めたものが入ってこないということです。

それに代わる税源移譲ですね。児童保護費以外の一般財源化もありますけれども、大きなものとしては児童保護費ですけれども、それに代わる税源移譲としては所得譲与税という新たな歳入項目が出来たということでありまして、所得譲与税については概ね人口割合で交付ということで3,600万円程度という見込みでございます。この足りない分が基本的には交付税でカウントされるというのが一応大枠なんですけれども、一応そういうようなことでございます。さらに地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減というのが16年度の中で出てきてございます。地方交付税について、これは白老町の予算編成の中での見込みの数字でございまして、1億8,500万円程度15年度の見込みよりも減るのではないかという捉え方をしております。

さらに臨時財政対策債の削減については、これは三位一体改革とは別の地方財政対策の中での措置でありますけれども、1億7,200万円ほどの減ということでございます。これら合わせます三位一体改革及び臨時財政対策債の削減による歳入の減額というのは16年度の当初予算段階での見通しでは4億4千万円ほどということでございます。予算の説明の時もお話しておりますけれども、経常費、事業費通しての財源不足額5億1千万円というような見通しの中でかなりの

ものがここに書いております三位一体改革並びに臨時財政対策債の削減によるという部分でございます。これはちょっと蛇足ですけども、この改革がもし従来どおりの延長であれば基本的には5億ぐらい足りないうち4億4千万がこの関係ですから、7千万円ぐらいで済んだのかなと。そうしたら十分、基金を使いながら予算を組むことが出来たのではないかなと。個人的には若干そういう捉え方もしてございます。ですから、今後に向けての財政が非常に厳しいという部分についてはですね、白老町については平成10年度以降いろいろな財政健全化に向けての取り組みを行なってきて、ようやくその効果が出てきたと。公債費にしても人件費にしてもですね。ただ、こういう16年度の影響という部分が今後やはりまたさらに課題になってきたということで捉えてございます。

あと本町の財政状況の悪化の要因といたしましては、町税の減少とか地方交付税の全体的な見直しという部分もございまして、これは後ほどご説明したいと思っております。後段の平成16年度予算ではという部分では財源不足に対する財政調整基金をはじめとする各種基金の取り崩しという状況を述べてございますけども、その5億1千万円の財源不足に対して各種基金の取り崩し、これは通常の事業に繰り入れする財源する以外の財源対策としての繰り入れとしては4億6千万ぐらい見込んでいたというふうな状況になってございます。今後も5億台の財源不足というものが、基金からの繰り入れを除いて通常の形で続いていくとすればですね、行財政運営が成り立たなくなることが想定されるということから、本町の財政は危機に直面しているということでまとめさせていただきます。

次、第2節の財政危機の要因という部分です。三位一体改革という部分がかなり大きな部分でありますけども、経年変化の中で落ち込んでいる部分、そういう部分をここで整理してございまして、歳入の関係では、3行目以降になりますけども、町税及び地方交付税の予想を上回る大幅な落ち込みということでございます。

この町税と地方交付税の推移につきましては、ちょっと飛んで先にご説明させていただきますけども6ページの上の表を見ていただきたいと思います。6ページの上の表で町税・地方交付税の推移という表がございまして、まず、町税単独で見ますと最近のピークが平成9年度の28億6,200万円ということになっております。それ以降、毎年減っておりまして15年度ですね、これは決算見込みということで23億1,900万ということなんです。実際、最終的な予算段階ではこれより2千万ほどまた上回るんでないかという見込みで予算計上しておりますけども、一応この改革プログラムを作った時点では23億1,900万ということで押さえております。あと地方交付税ですけどもピークが12年度の40億9,300万ということになってございますけれども、町税と地方交付税を足した合計で見ますと11年度の67億7,300万がピークと。15年度の見込みとしては60億400万円ということでございます。ただ、この15年度の数字につきましては特別交付税の確定等に伴いまして4千万円ほどこれを上回るという見込みでございまして、こういうことで11年度に比較すると7億ぐらいのマイナスになっているという状況でございまして。

次、1ページに戻っていただきます。歳出面の状況ですけども、歳出面でまず1点目につき

ましては人件費のいろいろな見直しをしているという部分は増えてますけども、1ページの最後、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加。2ページの1行目、ダイオキシン対策の経費とか介護保険制度の導入による繰出金も町の財政を圧迫している状況を述べております。

また、平成4年以降、国の内需拡大政策や景気浮揚対策に基づいて、町債を活用した各種公共事業の実施などにより、公債費や事業関連の繰出金、これは下水道の繰出金ですけども、それが膨らんできているということに触れてます。

この歳入が減って、歳出が増える要因が出てくるという部分も含めて本町の行財政の現状を総括すればということで6行目以降ですけども、括弧書きで記載しておりますけども、「同規模自治体の中で本町は、町税、特に固定資産税の割合が高く、安定した財源の中でサービス水準を向上させてきましたが、町税や地方交付税などの歳入が落ち込む中で、これまでのサービス水準を維持することが非常に困難な状況」であるといえますということで整理してございます。

次、第3節。行財政立て直しのためにという部分でございますけれども、最初にこれまでの取り組んできた経過について触れておりますけども、平成10年9月「白老町財政健全化計画」の策定でございます。14年6月には「第4次行政改革大綱、実施計画」の作成。14年度以降歳出削減の本格的な取り組みをスタートさせております。また、平成14年の12月には財政改革プログラムの前段であります「財政健全化指針」というものを策定して、このプログラムに繋いでいるという部分です。また行政評価システムの導入・運用、あるいは職員数の削減、特別職給与、管理職手当などのカットによる内部管理経費の削減、民間委託などの取り組みについて触れております。14年度まではそういうような努力の部分の中で収支が均衡した財政運営を行なうことが出来たということで一定の成果はあったという捉え方をしておりますけども、今後の見込みの中でさらに先ほど述べたような財政危機に直面しているということから、それらの取り組みを加速しなきゃならないということでございます。

また、という部分でございますけども。合併との関連について触れております。財政改革の取り組みにつきましては、合併の有無に関わらず行財政基盤を確立すべく早急に改革を行なっていかなきゃならないということで、合併するしないに関わらずやはり取り組んでいかなきゃならない事項ということで位置づけしてございます。

あと太字の部分でございますけれども、この財政改革プログラムの位置づけを整理しております。このプログラムにつきましては、第4次行革、財政健全化指針を基本として、具体的な項目に的をしぼり、実施時期や削減等を明らかにしなら、収支均衡を達成させるためのさまざまな取り組みを行なう「行動計画」として位置づけますということでございます。2つ目といたしまして、平成16年度から19年度までの4年間を「重点改革期間」として、これまでの常識や慣習を打破しながら抜本的な改革を行なうこととしております。3つ目といたしまして3ページになりますけども、行財政を立て直しすることにより、次の世代へ健全財政を引き継ぐ責任を果たしていきたいということでまとめております。

次、第4節。立て直しのための基本方針でございますけども、6点ございます。1つは内部管理経費の徹底した削減ということでございます。その概要につきましては3行目以降の事務経費

の削減など、いわゆる内部管理経費の削減ということでございますけれども、さらに新たな人件費削減を含めた取り組みの強化、また財政手法を見直しによる内部管理経費の徹底した削減を行なうということにしております。

2点目。サービスの適正化とコストの縮減という部分ですけれども、4行目以降になりますけれども、行政サービスの今後の見込みとしては行政が関与することの妥当性とか必要性、優先性、町民の満足度などを評価してですね、事務事業を取捨選択し、真に必要な分野への行政資源の重点配分を行なうなど、行政サービスの適正化を図るということにしております。また、最少の経費で最大の効果を発揮できるように、常にコストの縮減を図るという考え方を入れております。

次、3点目。4ページになりますけれども、公共サービスを多様な担い手で提供できる環境を目指しますということでありまして、「協働」の理念に基づきましてですね、これまで町民、各種団体等が公共的な活動を展開してきていると。それらを踏まえた上で、下から4行目になりますけれども、行政が公の責任として役割を担うべきか、町民、各種団体等が担う役割は何かといった役割分担の考え方やその適正化の方法を検討し、これまで行政が担ってきたさまざまな分野において行政と町民、各種団体等がそれぞれ担うべき役割を明確にし、共にまちづくりを進める環境を目指しますということにしております。「協働」と理念に基づいてですね、改めて町が行なうもの、または民間が実施してもらうものの役割を明確にしたいという考え方でありまして。

次、4点目。受益者負担の適正化ということにしておりますけれども、町が提供している行政サービスの部分については、これまで利用者の負担を低額に設定していたり、無料としていたりするものがあるということにしておりますけれども、今後もそのサービスを利用する人と利用しない人との公平性を確保するため、利用する人に応分の負担をしてもらって行政サービスの提供に必要な費用を賄っていただくというのが基本的な考え方です。それが受益者負担の原則というものでございますけれども、そういう考え方にに基づきまして原価計算を基本として、受益者負担を徴収する判断基準を明確にして、その負担額の適正化を図りたいということにしております。

5点目。特別会計・企業会計の財政健全化でありますけれども、現在特別会計につきましては10会計、企業会計につきましては水道、病院の2会計があるということにしておりますけれども。最近、14年度決算でもそうですけれども赤字を抱えるというような会計、今後の財政運営が懸念される会計がございます。財政の健全化というのは一般会計だけの課題ではないということで、特別会計・企業会計を含めたすべての会計を健全化させるための取り組みに取り組むということにしております。この考え方は平成14年12月の財政健全化指針に基づいて、それまで普通会計中心だった財政健全化の取り組みを特別会計・企業会計まで拡大して進めようというものでございます。その各会計につきましては、会計独自の対策を講じるとともに、特に今後の財政運営が懸念される会計、これは後ほど赤字の持っている会計出てきますけれども、国民健康保険会計とか工業団地、あるいは臨海部会計というような会計でございますけれども、これらの会計につきましては一般会計からの支援も含めて、安定した財政基盤の確立に向けて取り組んでいくという考え方を示しております。すでに16年度の予算で一部追加の繰り出しもスタートさせております。

次、5ページ。6点目になりますけども、行財政基盤を確立するための財源確保であります。新たな財源を確保することも重要な課題であるという認識から謳っております、地域経済の活性化により税収源の拡大を図るのというのと合わせまして、また町税等の収納率の向上、土地等の未利用財産の売却・有効活用などを謳っております。また、基金の活用とか町民の皆様にご協力をいただく愛町債の発行も検討するということになってございます。また、新税の導入につきましては引き続き検討を続けるということで、当面新税の導入以外の対策をまず優先して取り組んで、それらでどうしても財源確保出来ない段階改めてその導入を検討するというので、検討項目としては載せてございますけれども、この4年間のプログラムの中では具体的な対策としての収入枠は見込まないという考え方です。

次、第2章の行財政の現状でございます。第1節の財政概況につきましては、これまでの推移等について説明してございます。全員協議会ではこの部分は省略させていただきましたけれども、今日の委員会は多少お時間ございますのでご説明させていただきたいと思っております。(1)の歳入の状況ですけれども、町税と交付税につきましては先ほどご説明しましたから、この部分につきましては省略させていただきますけれども。後段の方の三位一体改革により地方交付税のさらなる抑制とか、国庫補助負担金の削減、そういうような今後さらに厳しくなるという見込みについて述べてございます。6ページの表につきましては先ほど説明してございますので省略させていただきます。

次、(2)の歳出の状況についてでございます。まず、1点目、人件費ですけれども、職員数の削減や給与改定、人事院勧告に基づくマイナスのベースアップですね。それらによりまして平成11年度以降減少傾向にあるということでございます。

ただ、扶助費、老人福祉とか児童福祉などの経費、これらについては7ページの表を見ていただきたいんですけども。義務的経費・繰出金の推移の表ですけれども、扶助費の額が平成11年度の7億2,300万から12年度3億6,300万にほぼ半分ぐらいに落ち込んでおりますけれども、これらにつきましては平成12年度に介護保険制度がスタートしたということに伴いまして、従来の老人福祉の措置費、福祉施設に入っている方の国、道、市町村の負担の部分が直接一般会計、普通会計ではなくて特別会計の方に移行したと。また、一般会計として運営していた町の寿幸園がですね、これも特別会計が出来て、そちらの方での会計処理になったということで金額が落ちてございます。ただ、この扶助費につきましては12年度の3億6,300万から平成15年度の4億8,200万、こういって高齡化等に伴いまして増加してきていると。この扶助費の中身といたしましては医療費の給付もあるし、また町で単独で行なっております長寿祝金等の施策も扶助費というような押さえになってございます。一番大きいのは障害者福祉の関係なんですね。経費でございますけども。あと公債費につきましては繰上償還を行なっている年度によって増減があるということでもありますけども、平成6年度対比では平成15年度1.5倍になっているというふうに記載してございますけれども、15年度の公債費17億1,100万円の見込みということになってございますけれども、これについては実質的には普通会計の公債費、元利償還金の6割程度は普通交付税で措置されていると。そういうような状況でございます。

次、特別会計の繰出金という部分でございますけれども、これが介護保険と老人ホームの特別会計が出来たということで12年度12億台に増えてございますけれども。その後13年度以降若干減るような形になっておりますけれども、これにつきましては下水道会計の繰出しについてですね、繰出基準に基づく見直しを行なって、今、減額をしてきていると、そういうようなことでございます。この結果として下水道会計が赤字になってきているという状況でございます。下水道会計につきましては平成12年度以前は全額不足分を一般会計の方から繰り出すというような形をとっておりますけれども、その後2分の1、または今繰出基準外については一応見ないというような見直しなんかも行なってございます。あと繰出金ではありませんけれども病院会計については補助費や出資金として毎年度約3億円程度一般会計から支出しているという状況になっています。

次、6ページの方の一番下の方の投資的経費でありますけれども、投資的経費については歳入の伸び悩みから近年減少傾向ということでございます。その状況につきましては7ページの下の方の表でございますけれども、投資的経費の総額ですけれども平成7年度に52億5,800万円、この6年度、7年度はいきいき4・6を建設したりしてちょっと特殊な要因がございますけれども、この辺がピークになってございます。その後20億円から30億円台に減ってきて、平成13年度以降ですね、一応10億円台で推移しているということでございます。具体的な整備している施設ごとの内訳につきましては、8ページに記載してございます。8ページの下の方の表ですね。主な公共施設の整備状況を載せてございます。過去にこれまで整備してきている主な施設の推移ですけれども、まず公園につきましては平成6年度まで桜ヶ丘公園が整備されてきたと。昭和50年代からずっとですね。それが完了してはまなす広場を7年、8年でやってきて、10年度以降萩の里公園に着手していると。この中には用地取得費も含んでおります。あと公営住宅ですけれども、平成9年度、10年度、この辺りですと1年で1棟ということで整備してきてますけれども、11年度以降2年で1棟ということで2カ年での建設に切り替わってきているという状況です。あと集会施設等につきましては、それぞれの年度に各会館、生活館、公民館を整備してございます。あと福祉施設につきましては平成6年度、7年度で保健福祉センターと書いてありますけれどもいきいき4・6ですね。総額15億円程度かけて2カ年で整備という状況です。その後13年度で北吉原プラザ、14年度で子育て支援センターを作っております。小中学校につきましては竹中、虎杖中が過去10カ年の中では整備されてきているという状況です。体育施設については6年度のはまなすスポーツセンター以降特に整備はございません。あと道路につきましては平成9年度、9億2,400万、ここら辺がピークでその後約5億円前後に推移してきてますけれども、14年度以降2億円台に落ち込んできているという状況です。舗装についてもかなり、だいたい市街地部分は整備されてきたというような状況の中での事業量の見直しも含んでおります。あと港湾につきましては過去、国の景気対策もあって、追加補正も含めて8億、9億とかという数字になってございますけれども、平成12年度以降は約5億円台ベースで推移してきているということです。その他としては記載のとおりです。この表は普通会計の事業費でありますけれども、参考までにちょっと下水道関係の事業費を申し上げますと、平成9年度の数字でいきますと、こ

これは施設整備費だけの部分です。維持補修関係の施設改修は含まない部分ですけども、施設整備費で9年度、12億8,800万円ぐらいになってございますけれども、ちょっと飛びまして平成12年度、9億9,100万円、平成14年度決算では5億7,800万ということで減ってきてございます。下水道施設についてもですね、平成10年以前ですね、これは国の景気対策の補正予算に合わせて追加するような形で10億円超えるような事業ベースできたというふうな状況になっております。以上、歳出の状況。特に投資的経費の状況でございます。

次、(3)の財政の硬直化という部分ですけども、ここでは自由に使える財源がどのぐらいで推移してきたかという部分で記載してございますけれども、歳入のうち使途が特定されていない一般財源から経常的な経費に充てる額、これは一般財源ベースですけども、それを差し引いた額を投資的経費とか臨時的な補助金積立金など、新たな事業や将来のまちづくりに弾力的に活用できる財源ということで位置づけて、その推移を見ております。弾力的に活用出来る財源の推移について9ページの下の表のとおり記載しておりますけども、平成10年度の状況を見ますと歳入の一般財源が87億6,200万円あったと、それに対して経常経費の方に60億9,800万円使われ、弾力的財源としては26億6,500万。これがピークということになっておりますけれども、歳入の一般財源の中に10年度は、町債の繰上償還を行なうための財源ということで一部基金からの取り崩し等も入ってきているということでの20億円以上の数字になってございます。おおむね、8年度から11年度ぐらいの中では15億から17億、この辺が実績のピークだったのではないかなということで捉えてございますけれども、それ以降段々、12年度以降ですね、この額が減ってきてまして平成15年度の決算見込では8億8千万円ということで大きく減ってきてございます。この弾力的に活用できる財源というのは、投資的経費とか繰出金の内、基準外の繰り出しなんかも含めて臨時的歳出に充てる一般財源ということでございます。

次、財政指標でございますけれども。財政指標につきましては、表としては10ページに記載してございます。10ページの真ん中に主な財政指標の推移ということでございます。まず、財力指数ですけども、平成9年度、10年度の0.428、この辺がピークで、その後徐々に減ってきてますけども、これまでおおむね0.4台で推移していると。これは基準財政需要額と基準財政収入額の割かえしたもので、町が人口2万2千人の町を維持するのに必要な歳出の経費に対して4割程度自賄いしているというような、そういうような数値でございます。次、経常収支比率につきましては、平成6年度以降ずっと上昇しておりますけれども、平成8年度に85%を超えたということでございます。当時、この85%を超えると国、道の指導の基準を超えるということだったものですから、平成10年度に財政健全化計画を作って健全化を進めてきたということでもありますけれども。その後、平成12年度90%を超えるということでございます。今、経常収支比率の国、道の基準というのが今、おおむね90%に上がってきているということでございます。

次、起債制限比率ですけども、この起債制限比率というのは交付税のうち公債費にまわす財源を除いて、税とかの一般財源のうち、どのぐらい公債費の方にまわっているかという部分です。交付税でカウントされている要因は除いてということで。白老の場合は平成8年度の10.3%

をピークにその後段々減ってきてますけれども、15年度は歳入が減ってきたということで8.6%ということになっております。それで財政指標の人口2万人以上の道内の町、類似団体ということで比較してみますと、財政力指数についてはここに起債の道内の8町の平均の0.343よりもいいと。白老町は0.402ということで。これは14年度の数字でありますけど。経常収支比率については8町平均84.2に対して白老町92.6ということでかなり上回っております。起債制限比率につきましては、8町平均11.1に対して8.0ということで低いと。これは低い方が負担が少ないということであります。この辺から見ますと白老町については財政力指数、起債制限比率とも、ある程度いいということで財政基盤としては、特に歳入部分なんかも含めて他の町はいいという条件なんですけども、経常的に充てられる財源の方がかなり高いと、そういうような見方になるかと思えます。起債制限比率が低いのは普通交付税の措置のある良質な起債を有効的に活用してきたり、または繰上償還なんかを行なって公債費の負担を落としてきているということでの数字になってございます。

次、11ページ。第2節白老町の行政サービス水準ということでございます。先ほど見ていただきました道内の人口2万人以上の8町と白老町の行政サービスの水準について比較するという部分でございまして、数字的な部分は12ページの方に表が載っております。

まず、類似団体の概要ですけれども、人口ですね。白老町以外の8町の平均が23,862人。白老町が22,025人ということでありますけれども。歳出決算額とありますけれども、8町平均120億6,800万円。白老町104億2千万円ということで類似団体より16億5千万円ほど下回っております。

これをさらに歳出の内訳で、さらに人口で割って、町民一人あたりの経費でちょっと試算してございます。これは13年度の決算の数字でございまして、人件費につきましては白老町が類似団体よりも39.6%、約4割ほど高いということになっておりますけれども、この要因としては他の町のすべてが消防の仕事を、一部事務組合を作って行なっているということから、直接消防職員というのは各市町村いないと。一部事務組合の職員ということで、そういうことになっております。消防職員を除いても16%高いということになっておりますけれども、これらの要因といたしましては白老町の平均年齢がちょっと高いというような部分が一つございまして。白老43.7歳に対して平均41.1歳ということで、2.6歳高いと。職員数につきましては、白老が265人に対して217人ということで、48人多いという形になってますけれども、白老の265人のうち51人が消防職員ということで、その辺を考慮すればほぼ同じくらいかなということになります。ただ、人口規模にすれば他の町よりちょっと多いのかなと。それとあと、ここでは触れておりませんが、他の町で衛生組合というのを持っています。ごみ処理について一部事務組合を行なっている自治体があると。その分のごみ処理関係の職員についても、白老町は登別に一部お願いしてはありますが、運転の部分はですね。実際、ごみ処理の計画を立てたり、予算とか全般的な事務については職員を置いていると。他の町では置いていない部分があるんじゃないかと。ちょっとその辺はまだ分析終わっておりませんが、そういうような要因もございまして。人件費についてはそういうような要因で高いということになります。

扶助費が16.8%低いということになってますけども、あと補助費については43.2%低いと。補助費については一部事務組合に対する人件費も含めての支出が全部補助費になるということから、こちらの方が逆に43.2%低いと。こっちの方が一部事務組合に対する負担が少ないということでもあります。

公債費については8.3%低いということで、公債費については町民一人あたりに直してもですね、最近いろいろ公債費の対策を取り組んできた成果として他の町よりも低くなっております。

あと建設事業費については他の町よりも37.5%低いと。最近かなり事業を歳入と合わせて落としているということになってます。あと13年度の積立金というのは多少特殊な要因があってということですけども、繰出金については下水道会計の繰出金等の要因で31.5%高いと。これは多分自治体それぞれですね、この辺の人口一人あたりを出すと平均等の比較ではこういうことですけども、それぞれの自治体を比較すると特殊な要因でいろいろな数字になろうかと思えます。まず、歳出面での比較は以上です。

次、12ページの公共施設の整備状況ですけども、ここに13ページの方に載せてございます項目について比較を行っております。これは13年度の公共施設状況調査という部分です。その比較をした中で、下にレーダーチャートと言いますけれども、8町の平均を1.0とした場合、白老町がどのくらい上回っているかという比率で表わしてございます。白老町で高い部分を申し上げますと、丸いグラフで右に向かってずっと回っていきますけども。公園で約2.0と、約2倍くらい面積が大きいと。これは萩の里公園という大きな森林を公園にしているという部分があるのかなと思えます。住宅の戸数ですけども、白老町975戸に対して類似団体平均696ということで、これは1.5倍くらい白老町は公営住宅を抱えているということになります。あとは支所・出張所ですね。これが白老町は3カ所持っているのに対して、類似団体は1.3カ所ということで、これは2倍以上高いと。2.5倍近くなってます。あと図書館・博物館が白老2カ所に対して、類似団体1ということで、これは2倍になってますけども。図書館はどこもあるかと思えますけども、白老の場合は陣屋の資料館ですね。それを一応博物館扱いしているということでの扱いかと思えます。次、病院・老人ホームですね。白老町2つの施設に対して、類似団体0.9ということでございます。病院については自治体によって民間病院が基幹病院になっている所は病院を持たなくてもいいとかですね。あるいは老人ホームがあっても民間であったり。白老町の場合は病院、老人ホームとも直営でやっているということからですね、他の町に比較して2倍以上になってございます。こういう部分をちょっとまとめて整理いたしますと、全体的に類似団体よりも高いサービス水準を維持しているのではないかなということもございます。しかしながら、今後の施設維持の管理経費とか修繕経費の負担を考えるとですね、この高い水準を維持していくのはなかなか今後は困難になってくるかなというふうな捉え方にもなるかと思えます。

次、14ページでございます。現時点での収支不均衡という部分でございますけども、16年度予算での財源のやりくりの状況を記載しておりますけども、前段ご説明しているとおり16年度予算の当初段階では約5億円の収支不均衡の状態だというようなことでございます。

次、第3章ですけれども。第1節、現状のまま推移した場合の収支見通しということで、今後何も改革しない場合、対策を講じない場合の収支見通しを15ページの方に載せてございます。

先に推計方法をですね、その考え方をご説明したいと思っておりますけれども。推計方法については16ページをちょっと先にご説明させていただきたいと思っております。まず、全体的な考え方でありまして、歳入、歳出ともに今後の数値が想定されるもの、あるいは一定の伸び率を用いることが適当でない場合を除いて国の方で2通り、最近は国の見通しというものを立てておりますけれども、その内の低い方の伸びの実質経済成長率0.5%ということで、国の方も試算したものがございまして概ね全般的には0.5%の伸びということで試算してございます。

次、地方税。地方税につきましては税目ごとにですね、過去の実績を考慮して税務課に依頼して独自に積算ということでございます。次、地方交付税につきましては、平成16年度の見込額をベースに基本的には横這いに行くであろうということで見込んでおりますけれども、ただ元利償還金、これはちゃんと交付税で反映されるものについては、その増減を見込んで積算してあります。あと国庫支出金の中の社会保障関係。これは高齢化とか少子化、特に今、障害者の医療費なんかは高齢化に関わってくる部分でありますけれども、国の方の見通しを同様に4.0%の伸びで見込んであります。あと町債につきましては、減税補てん債とか臨時財政対策債という財政不足を補う起債を除きまして、通常の事業の町債を8億円で見込んでおります。あと三位一体改革につきましては、現時点で把握可能な部分のみ考慮ということで、16年度の予算での対策のみ見込んでいたというような状況になってます。あと人件費につきましては、職員の退職の扱いにつきましては一応これは対策を講じない場合の見込みでありますから、一応全員補充するということでとりあえず試算しております。ただ、一人あたりの職員の単価についてはですね、退職間際の方の共済費を含めての一人あたりの経費というのは約1,100万ぐらいなんですけれども、それが新採用職員ですと400万ぐらいですので、その差700万ぐらいは退職者が出る度に削減出来ると、そういうようなことで試算してございます。あと港湾事業の負担金につきましては毎年度5億円を見込んで、その90%が町債の発行、残り5千万円を一般財源ということで把握しております。残りの投資的経費については、一般財源の枠を3億円ということで積算しております。過去3カ年間の投資的経費の一般財源の平均が約3億円ということで押さえております。失礼いたしました。港湾を除いてと言いましたけど、港湾も含めてですね。港湾事業の一般財源も含めて3億円ということで計算しております。ですから、この3億の内5千万円が港湾で、残り2億5千万がその他の施設ということでございます。あと老人ホームにつきましては、現時点でまだ方針が決定していないということから、一応特別会計の継続ということで毎年3千万円台の繰り出しがあるということで推計しております。あと16年度の繰越金の扱いを若干2,500万繰り越しということで見込んでいるということでもあります。

そういう前提の基に試算したのが15ページの表でございます。まず、歳入の町税でありますけれども、14年度以降ですね、23億から22億円台で推移するというところでございます。あと地方交付税ですけれども、平成16年度の見込みの35億5,400万円。この辺をだいたいほぼ横這いで推移すると。元利償還金の増減ありますけれども、そういうことでもあります。あと

町債につきましては12億7,200万ということですが、4億7,200万が財源不足分の臨時財政対策債とか減税補てん債の分。残り8億円が一般事業分ということでの押さえてございます。それらを合計いたしまして平成16年度以降、概ね95億、94億円ぐらいで推移するという歳入の試算であります。

それに対して歳出の方ですけれども、人件費が16年度以降若干増えてきてますけれども、これは一応試算の上では確かに退職者の補充の部分での単価の差というがあるんですけど、一応ベースアップとして一応0.5%のベースアップがあると。これは今回、今現在職員の給与削減、職員組合が提示してますけれども、それは見込まない中でのものということでちょっと押さえていただきたいと思います。ですから概ね25億円ぐらいですね、対策を講じない場合の推移というような状況です。あと扶助費につきましては、先ほどの4%ぐらい増えるという、そういうような試算の含めて試算してございます。あと公債費につきましては、臨時財政対策債等の発行が引き続きあるということで毎年若干増加していくという部分です。あと物件費についてはほぼ12億円台で横這いということです。補助費についてもほぼ横這いということで試算してございます。繰出金につきましては、若干ずつではありますけれども下水道会計の元利償還金等の負担分の増加もあって増えていくという試算をしてございます。あと投資的経費につきましては、14億3,800万円台で引き続き推移すると、ほぼ横這いの中で計算してございます。その結果、歳出合計といたしましては16年度97億8,200万に対して、18年度以降100億円台に増えていくという部分でございます。それらの差し引きの中で16年度については2億6,100万円の財源不足と。17年度以降財源不足が拡大していくと。その結果として平成20年度には25億2,700万の収支不足額の累計ということでございます。対策期間は19年度ということで位置づけしておりますけど、試算としては20年度まで試算してございます。

ここでちょっと16年度の予算と財源不足の額の違いがちょっと出てきてますので補足させていただきますと思うんですけども、16年度2億6,100万円のマイナスと、当初予算の段階の5億円の収支不足との違いの部分なんですけども、16年度の予算の方ですでに特別会計等に対する追加の繰り出し1億円というのがありますけども、それは対策ということでこの歳出では見込んでおりません。その分がまたマイナスになります。あと交付税についてはですね、当初の予算段階では6千万円財源留保しているということで、これも歳入としてカウントになっていないと。あと16年度の予算では退職手当組合の特別負担金というのを歳出で計上しておりますけども、この退職手当分についてはこの試算の中で押さえてないということでですね、それで5億円と2億6,100万円の違いだということで捉えていただきたいと思います。

以上の試算を踏まえて17ページ、今後の見通しについて触れておりますけれども、以上のように何も改革を実施しなければ、収支不均衡がますます拡大していくということでございます。それで20年度で25億円ということでもありますけれども、今のところ財政調整基金等の残高もあるということですが、これらの基金を取り崩して財源調整を行なったとしてもですね、平成18年度には基金も底をついて、収支が実質赤字に転落と。平成19年度には標準財政規模の20%に近い約10億円以上の財政赤字になるということが見込まれるということでござい

ます。

ここで標準財政規模の20%ということで準用財政再建団体ということでちょっと触れておりますので、下に でちょっと書いておりますのでこのところをご説明したいと思います。法律によれば、標準財政規模の20%を超える赤字を抱えると国の方に申請して準用財政再建団体の指定を受けることが出来るということでございますけども、一応白老町の15年度の標準財政規模の20%というのが12億6千万円ということでございます。それで、この基金を取り崩した場合の収支不足額がこの上の表ですけども、平成18年度で4億3千万、19年度で10億4,600万、20年度で17億ということで、20年度には特に対策を講じない場合この20%を超えて国の指導を受けなきゃならないと。国の指導を受けた場合は歳入、歳出の両面に渡って厳しい措置が求められ、使用料、手数料とか、国保税とか保育料などについては国の基準での引き上げとかを求められますよと。また、国の基準以上の支出については、みんな見直しを求められるということから、やはり自主的に取り組んでそうならないような形で取り組んでいく必要があるんじゃないかなと。そういうことでございます。

そのための目標額といたしまして、第3章の最後になりますけど、18ページになります。収支不均衡を解消して、準用再建団体への転落を阻止するための目標額として、ここに記載しておりますけれども4年間の合計で20億5,600万円ということで掲げておりまして、各年度の目標額については記載のとおりであります。この対策額につきましては午後にご説明いたします第4章の改革プログラムに載せております、それぞれの目標額の合計額ということになってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長(吉田和子君) 休憩をしたいと思います。10分ほど休憩。11時15分からですね。それまでに質問したいことをまとめておきながら休憩をしていただきたいと思います。

休 憩 午 前 11時02分

再 開 午 前 11時15分

委員長(吉田和子君) 会議を再開いたします。辻課長の方から補足説明が。よろしく願いいたします。辻課長。

財政課長(辻昌秀君) 15ページの今後の収支見通しの人件費の推計の考え方でちょっと若干説明不足があったんで補足しますけれども。一応、職員の人件費の伸び率についてはですね、ベースアップが一応0.5%ということで見込んでおりますけども、その他に定期昇給というのがありまして、定期昇給分については1.5%を一応見込んでおります。ですから合わせて、今いる職員については2%分増加ということで見込んでおります。以上です。

委員長(吉田和子君) では、補足説明が終わりましたので質問を受けていきたいと思います。質問のございます方どうぞ。吉田副委員長。

副委員長(吉田正利君) 詳しいことは別なんですけど、この企画にあたりましての基本的な考え方など2、3質問させていただきます。まず、1つは16ページのこの企画における見通しの推計方法の基準なんでございますけれども、ここで例えば人件比率の推計を取るのに今後の退職

者を全員補充することを見込んでいます。これは現状維持という計画の中でこれを組んでおかしくないでしょうか。疑問感じます。

もう1点。4ページの特別会計・企業会計の一つの方針の中で、一般会計からの支援を含めて安定した財源基盤の確保に向けるということであるんですけども、これも同じ理由でいったときに、あくまでも体質改善それから改新計画という判断からすると非常に甘い表現なんです。これを一般会計から出すということは企業・特別会計の健全化の意味ないわけですね。出さないようにするというならわかるんですが、それをもらってまた健全化計画、これは全く役所的で意味は通らないですね。

それから、推計の中で例えば最後の最終的な累積の見通しの中で20年度には17億という累積を見るわけですけども、これらを含めて見た時に、先ほど課長さんがこれを実施するとそうはならないと。当然そうなんですけれども、この点も非常に私は累積で17億とわかるんですが、だとすればもう少し中間での今の言った体質改善の内容を精査して、こうすればこれが減るんだということを出してきませんと、何か赤字の見込みを表に出してあとはこうやればいいんだという、何かそういうふうな意味で中から見ますと改善計画というよりも現状の説明をしているだけで、ちょっとピンと来ないところがあるんですがその点について一つ説明をお願いしたいと思います。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） このプログラムの作り方としてですね、第3章までは、特に第3章の部分についてはそういう今、吉田副委員長おっしゃったような体質改善とか対策とか、そういうものを折込まない、特に積極的に取り組まない場合はどういう姿になるかということで、実はここは試算しているという状況です。それで退職者の補充という部分もですね、ここでは補充することで計算しておりますけれども、実際改革プログラムの21ページにいきますと、ここは17年度以降は定年退職者は全員補充しないと、勸奨退職者が出ればそれを補充するということで21ページの方で対策は具体的にですね、数字的に掲げているということでもあります。

あと表現的な部分では2点目の4ページについてですね。4ページの特別会計・企業会計ですね。確かに吉田副委員長おっしゃるようになりますね、基本的にはそれぞれ収支を明確にするという目的で特別会計、企業会計作られているんで一般会計の繰り出しが無ければ、これは確かにいいんですけども、現実的な姿として下水道会計、料金改定なり過去に努力はしてきてはおりますけれども、やはり政策的に下水道事業をかなりのペースでどんどん進めてきていると。予算の説明の中でお話しましたがけれども、耐用年数が44年のものが実際は35年で償還するような仕組みになって、前半どうしても投資の負担が大きいという、そういう部分で政策として下水道をどんどん進めてきたという部分の関わりにおいてですね、今ルー的な繰り出ししかやらないで止めてしまったと。その結果どんどん今、赤字が拡大してきていると。そういう部分なんかはやはりある程度の支援していく必要があるんじゃないかと。それをした中で、また下水道会計での努力も含めてトータルとして赤字額を解消していこうと。そういう組み立てが後半の方でちょっと出ています。確かに表現的な部分はですね、ちょっとはっきりしたそういう考え方が対策の部分

で読み取れない部分があるとすれば、それはちょっと最終的な計画をまとめる段階で検討させていただきたいと思います。

委員長（吉田和子君） 他にございませんか。玉井委員。

委員（玉井昭一君） 10ページの財政指標比較（類似団体比較）。この中で財政力指数白老町は高いと。それから起債制限比率は低いよと。これはいいことだとももちろん思います。そこで経常収支比率が一番高いと、92.6。これは当然施設的なことがあるんだと思うんですけども、その辺もちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。なぜ高いのか、経常収支比率。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） ここでは14年度の比較でやっておりますけども、今日お配りの別の資料で13年度ですとさらに他の町と比較出来るということで、平成13年度の人口2万人台の町の決算状況調べというのが、裏表になってますけどどちらかの面に人口2万人台といのが載っていると思いますのでそれでちょっと見ていただきたいと思います。経常収支比率ですね。13年度の場合はですね、これは括弧書きの部分で見ていただきたいんですけども、白老町91.6だったと。それに対して、こちらの資料はちょっと8町じゃなくて9町ということで見ていただきたいんですけど、平均が83.3と、経常収支比率ですね。個々の部分でどこが低くて、どこが高いかという部分ですけども、まず人件費が白老33.6に対して平均25.5ということですよ。あと物件費が13.1に対して11.2。維持補修費は2.2で3.1よりも低くなっております。扶助費が1.7に対して2.2、これは低くなってます。あと補助費が7.3に対して平均11.7と。あと公債費が20.1に対して22.1。あと繰出金が13.6に対して7.4。高いのが人件費と物件費、それと繰出金ということになってます。補助費は一部事務組合がないから低いんですね。ですから、これで見ると限りにおいては人件費と補助費との入り繰りというのは消防とか衛生組合の、人件費で見ると補助費で見るとかという部分ですけども。明らかに高いのは繰出金の部分ですよ。経常的な繰出金、ルールの繰出金ということなんですけども、特に特別会計に対する、繰り出しというのは企業会計の部分は補助費になりますので、特別会計に対する繰り出しの負担がかなり重くなっていると。その部分がちょっと高く押し上げている要因かなということになるのかなと思います。単純に他の額と比較すればですね。

委員長（吉田和子君） はい、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） 経常収支比率14年度92%、15年度で94%になっているんですけども、最終的にはどのぐらいで収まるんですか。

委員長（吉田和子君） はい、大黒係長。

財政係長（大黒克己君） 一応この試算出したのがですね、昨年の段階で決算見込みを出して94.1ということなんですけど、若干歳出を逆に今段階では押さえてきているという部分がありましてですね、決算剰余金にかなり回る部分があるだろうと想定してましてですね、94は割ると思ってます。93.後半ぐらいと。

委員長（吉田和子君） はい、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） もう一つ。人件費の割合というのが白老の場合に状況から言って、先ほ

どの説明の中で人数が若干よその町よりも多くて平均年齢がちょっと高いというのは、これはもう致し方無いことであってね。ただ町から噂で聞くのは、白老町の職員が多すぎないかという言葉が出てくるんですよ。これは本当に仕事上多いのか少ないのかというのは、私たちはなかなかわからないわけですよ。ただどもやっぱり行政がサービスを徹底していくためには人数が多い方がいいんであって。ただ苦しいから人数を減らせばいいというものではないわけですよ。本当に切り詰めればもっともっと、どこまで切り詰められるのかどうなのかと言えね、際限はないんだろうと思うけどもね。本当に白老町が多いのかね。年齢高いのはしょうがないですよ。これはバブルの時にどんどん入って、ただども今、不景気になったからクビにするというわけにはいかないわけですから。ただども、そんな年齢のことじゃなくて人数的に言ってね、切り詰めるだけの余裕があるのかどうなのかという点ではどんなふうに押さえているものなんですか。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 職員の人数の部分はずね、ちょっと私どもがあまり詳しく押さえてない部分で、午後から総務課の方の総務課長、場合によっては職員係長も来ると思いますので、そちらの方でちょっとお答えさせていただくということにさせていただきたいと思いますけど。ただ、先ほども説明している中で、特に投資的経費が大幅が減ってきてますよと、そういう部分だとすれば、投資的経費にかかる職員というのがですね、建設技術関係の職員というのが確かにそれなりに白老はずっと過去の事業をやっていけるだけの職員として配置してきたと。段々、今、見直しの中で減ってはいますけれども。だから、そういう部分が果たして多いのか少ないのかとかね、そういういろいろな観点でやはり町の行なう行政サービスとか業務量に見合ったですね、その兼ね合いの中でどうかなということでの判断になるかと思えますけれども。ただ、現実的に時間外勤務手当ですけれどもね、本当に職員が段々減ってきている中で、もし職員が足りないのであればその時間外手当という部分、あるいは、これはちょっと語弊がありますがプラスサービスの、残ってやっている部分もありますけれども、ただ現実にはここ何年間はそのほどですね、一部の特定の忙しい時期的なものもありますけれどもね、それほど恒常化している部門というのはそんなはないというふうにちょっと押さえてますけども。ただ、その辺の詳しい話は午後から総務課の方ですね。総務課長に引き継いでおきますので、そういうことで保留させていただきたいと思えます。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） ちょっと聞き忘れたんだけど、この経常収支比率、道の基準は90%ですよと、それはわかります。今までは85%以上になると道の管理下と言うか、指定になるということだったでしょ。それが今は基準は90%だけど、道の管理下になるということも在るんですか。そういうのがあって、いくらになると道の管理下になるのかという、それだけ聞きたいんですけど。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 地方分権一括法出来る前は確かに、85%という基準があった当時の話ですけれども。85%を超えると道の指導、これは国の指導が背景にあるんですけれども。そ

ういう 85% を基準に自主的な財政健全化計画を作ってくださいという指導がありました。そして、計画書の提出まで求められました。ただ現在は、一つの基準が 85 から 90 に上がりましたがけれども、分権一括法の関係で基本的にはこういう財政運営は個々の自治体の責任において行なうという考え方の元に目安としての 90 はありますけれども、特に財政健全化計画を作らずに出さないよということにはなってません。ですから、これはあくまでも道の指導ということではなくて町の自主的な考え方の中で進めるものだというふうに現在はなっております。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） ということは、仮にですよ。今、ここ 94.1 で割ってるけども、推計でね。15 年はさっき言った 93 台になるだろうけども、これが仮に 100 になったとしても、その必要はないということなんですか。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 経常収支比率だけとってのですね、ガイドライン 90 がありますけども、別に 100 を超えたからじゃあ必ず計画を出してくださいということはないと思います。ただ、問題は 17 ページのところでご説明しましたように累積の赤字が標準財政規模の 20% を超えるというような状況になった場合ですね。これも選択なんですけども、国の指導の元に再建を目指すということであれば、国の方に申請をして受けると。ただ、20% を超えても自主的にやるということであれば、この指定は受けないで進めるということも可能なんですけども。ただ国の指定を受けた場合はそれに対しての特別交付税とかの措置があると。財政支援があるということだと思います。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） 20% を超えた場合にその団体の申請に基づきと書いてあるから、申請がなければそのままなんだろうけども、仮にこれが 30% であっても差し支えないと、申請しなければという意味にとっていいんですね。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） はい。簡単に言えばそういうことだと思いますけども。実際、10 億、20 億の赤字を持ってですね、果たしてそのまま、自主的に多少の対策で乗り切れるかなという部分はあるかと思えますけど。一応、仕組み上は申請しなければ、こういう国の指定の中にはならないということですね。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） 一応、白老町で言えば一般会計だけの試算で 20% と考えていいんですか。全体でなくて。企業会計は別にしてという考え方かな。もし一般会計だけであると 20% という約 20 億ですよ。で、両方合わせると 40 億になるんだけど、企業会計も含めればね。全体の予算でなくて、一般会計だけなのか、その辺は。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 17 ページに記載してます準用財政再建団体の指定の基準というのは、予算の規模とか決算の規模ではなくて、標準財政規模の 20% ということなんですよ。この標準

財政規模って何かと言うと、普通交付税とか町税も含めて経常的な一般財源。

委員（玉井昭一君） 基金も含めて。

財政課長（辻昌秀君） いや、基金は臨時ですから入ってこないですね。だから、町税の普通交付税でだいたい60億ぐらいになると思いますので。その他いろいろ譲与税だとか交付金だとか、そういう経常的な財源。その20%ということですね。だから、だいたい60億ぐらいということで、それで12億6千万円と。そういうことです。自由に使える歳入の20%。それを赤字の額が超えてしまうとですね、該当する基準になってきますよと。そういうことですね。

委員長（吉田和子君） 他に質問のございます方どうぞ。はい、西田委員。

委員（西田祐子君） 4ページのところなんですけれども、立て直しのための基本方針の中の、やはり5番目の特別会計・企業会計の財政健全化を進めますというところがですね、何かどうもちょっと私、これでは本当に財政健全化なるのかなという不安です。と言いますのは最後に書いてます18ページのところで、平成18年度、19年度がものすごく、確立の目標額、目標対策額がばっと2倍ぐらい上がってますよね。これは今までもこうやって一所懸命削減のための努力されてきている中で、さらに17年度からこうやってどんどん金額が反対に上がっていくということに対して、これならいっそのこともう何もしないでね、国の指導を仰いだ方が、健全化の方が早道じゃないかななんて、先ほどずっとお話聞きながら不安に感じたんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） この目標額は午後から説明します具体的な対策ですね、対策の各年度の合計額ということで、例えば18年度以降見直しするよとか、そういうものも含んでいるんですね。例えば国保税の見直し、18年度とか。だから、18年度以降額が増えてくると。いろいろ検討機関というのが必要なんで、それを置いてですね、そして後半の方で具体化させようと、その部分。あと歳出の削減についてはですね、例えば16年度の予算で7千万円ぐらいの経常経費の見直しというのをやっておりますけども、この7千万円というのは今後、17、18にいつでも7千万の効果というのはずっと生きてくると。さらに2千万17年度で上積みすれば、17年度の対策額は9千万になるとかですね。そういうことでの試算としてやっているものですから、歳出の削減についてはそれがベースになって段々増えていくと。そういうようなことですね、この目標額は後半になればなるだけ増えていくと。そういうふうな試算しております。それとあと特に対策しないで国の指定を受けたらいいんでないかという、そういうご意見ありましたけれども、やはり自ら見直し出来るものはですね、合併の有無とかに関わらずやっていくという姿勢がなければ、いろいろ今、福祉の部分で町民の方に見直しもお願いしておりますけども、これは基本的には理解得られないだろうと。ずっと見直ししないで継続して赤字がどんどん増えていくだけで果たしていいのかなと、そういう基本的な考え方でこれは組み立てられてます。

委員長（吉田和子君） 西田委員。

委員（西田祐子君） ですから、最初に言った特別会計・企業会計の財政健全化のところもっと突っ込んで大幅にやるという気持ちがあれば、こっちの方に行かないんじゃないかなと。

何かここがちょっとやさしくてね。そういう感じに。財政立て直しのための基本方針の中ですから。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 確かに表現的な部分でそういうふうに受けとめられたということであればですね、吉田副委員長もおっしゃったように姿勢を表現している部分は弱いという部分であればですね、ここはここで見直しする必要があるのかなと思いますけれども。具体的な取り組む内容としてはですね、午後から27ページ以降特別会計・企業会計の具体的なある程度の方針・対策を記載しておりますので、そこもちょっと説明させていただいてですね、また再度もしご意見あればお願いしたいと思いますけれども。

委員長（吉田和子君） 熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 5ページずっときて6番目の基本方針の中身のところでちょっとわかりづらいんで。愛町債、これについて具現的にどんなふう考えられて、どのような位置づけになるのか、ちょっとわかる範囲でいいですから説明をお願いします。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） この愛町債はですね、通称愛町債なんですけど一般的にはミニ市場公募債と言われているものなんですよ。これは何かと言いますと、通常の起債ですと金融機関にお引き受けいただくということなんですけども、一応公募債ということですので広く投資の対象として引き受けしてくれる方に引き受けてもらうのが公募債なんですよ。公募債の場合は一般的には銀行とか証券会社の店頭で売られるということなんですけども、より買っていただく方を町民にということで限定して、より町民の方に身近な事業について理解していただいて、まちづくりに財源確保という部分で参加してもらうというのが愛町債です。そういう部分から言うと、これは具体的にはどの事業をいつからということはまだはっきり決めておりませんが、町民の方がやっぱりこういう施設であれば私たちも協力しようというような、そういうものについて検討したいと。また町長の公約にもありますので、この愛町債という部分ですね。ですから、基本的には17年度にはぜひ実現したいと。ちょっと16年度中の中でもし見直しが図れれば、そういうことも含めて現在これから検討するというような段階です。ちなみに、この管内ですと室蘭で何か集会施設的な部分でしたかね、施設整備でミニ市場公募債ですね、もうすでに取り組んだということで聞いておりますけども。

委員長（吉田和子君） はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） そうするとニセコで観光のセクターを作った時のような、ああいう感覚であるということなんです。あれは事業で要するに愛町債と言うか公募債なんだけれども、それで立上げて株主になっちゃったんですよ。要するに町の機関だったやつを切り離して、そういう発展的な考え方も可能なのかな。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） ニセコの例は町がかなり関わりを持った任意団体としての観光協会を株式会社化したということで、民間の株式会社として町民の方に投資してもらったと、そういう

意味合いだと思うんですけども。こちらの方は株式会社ということじゃなくて町の借入金として町民の方に出資してもらおうと。出資と言うんですか、購入してもらおうと。だから今、例えば室蘭信用金庫なんか施設整備の時にお金貸していただいているんですけども、金額的に例えば1億円ですと、例えば100口に分ければ100万円ですか、それを1,000口に分ければ10万円ですから、5万とか10万とか買いやすい単位で分けて証書を発行して、証券的なものを発行してですね、例えば地元の金融機関で購入していただくと。5年ものですと民間の預金の金利よりもいい形で。長期になれば1%以上の金利が出ますので、定期にすれば0.03%ですから、それよりはいい形で町民の方も運用出来ると。そういうようなことで最近PRされているものです。

委員長（吉田和子君） はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 今、その話が出たんで。逆にそうなると財源が大変だということも対策の一つとして打って、それで5年、10年後に利子分も含めて返済しなくちゃいけないという、そういう部分も出てくるよね。デメリットもね。その辺も考えても、やっぱり愛町債、公募債を考えた方がメリットがあるというふうに、今の段階で考えてますか。どうですか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） お金の面でのメリットというのは、金融機関で今、貸していただける状況ですから、その部分では特に困っているという状況ではないんですよ。ただ基本的にはまちづくりに町民の方により参加していただくと。それと今、国の方から従来借りているですね、例えば郵政の部分が今、郵政公社に変わって段々運用先を変えて行って、いわゆる財政投融資と言われる自治体も含めてそういう公的な機関に貸す部分が縮小になりつつあるんですよ。そういうことも含めて自治体も借入れ先を多様化しなさいと。そういう手法なんかも取りなさいということで、そういう指導もあるものですからね。だから、そういうことも含めて検討しなきゃならないというふうな。

委員長（吉田和子君） はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 話が段々飛躍しちゃうんですけども。今、財政投融資の話が出たんでちょっとお聞きしたいんですけども。白老町は財政投融資どのくらい利用されているんですか。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） ちょっと具体的な金額は別にして財投関連の借入れとして考えられるのが、郵政公社からの借入れ。具体的な種類はちょっと係長の方でお話しますけど。あと、公営企業金融公庫というところからも借りてますけども。これは直接、公営企業金融公庫が証券を発行して借りて、そしてうちに貸してくれているのかもしれませんが、場合によっては財政投融資の中ですと、郵便局の財源回っているのかしれませんけども。水道会計とかね、そういう部分では公営企業金融公庫の資金なんかも、一部公営住宅なんかもあるんですかね。そういうのがありますけども。ちょっと金額はわからないかもしれないけど、どんなものがあるかな。

委員長（吉田和子君） 大黒係長。

財政係長（大黒克己君） だいたい15年度の借入れの中で、僕も詳しい数字はちょっと押さ

えてないですけど、約15億円ほどのうち、今、課長がおっしゃいました財務局ですとか郵政、そういう公的な機関についてはほぼ8割から9割近いところがそこからですね。で、残りはですね、銀行と、それから一部共済組合というのがございますけど、今まではほぼ大方国のお金というような形で借り入れてきてます。

委員長（吉田和子君） はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） そうすると今、郵政の問題が出てましたけれども、公社になってこれから民営化が進む。三位一体の中でもそれを謳われてますから。そうすると郵政の資金が、絡み的にはわからないとは言ってますけれども、もし無くなると今うちで借りている8割、9割の政府の制度資金が借りづらくなるということも考えられますね。どうですか、その辺は。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 財政と融資が段々と細まっていくという傾向は理解しているんですけども。一番問題とされているのは公社とか公団ですよ。確かにそういう部分は今、事業やっているとところは影響あると思うんですけども。自治体に関しても段々、郵政とかの部分で民間の銀行の方に置き換わってくると、それも傾向としてはありますけれども。ただ、そうなった時に、本当に銀行から借りれないような状態であれば確かに困るということですけども、今のところどっちかで借りれるという状況ですからね、そういう傾向の中では当面はまだそれほど心配じゃないのかなというふうに思ってますけども。

委員長（吉田和子君） 熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） ちょっと、すみません。その辺になると議論になっちゃうのかもしれないけど、この財政改革プログラム（案）を見るとね、対策を打たないということで今、話をしているんですよ。そうすると、こうやって年々赤字が増えていきますよ、その対策についてはやはり町民福祉のためですから、自治のためですから借金しなくてもやらなくちゃいけないですよ。その時に借入れ出来る所が政府の制度資金であればある程度融資、いろんなことを鑑みて貸してくれるんじゃないかという。今、単純に考えてですよ。それが市中の金融機関だとかの方にシフトになっていってますよと言ったら、何も対策を打たない状態の中で、打ったとしてもですよ、まだ最悪の状況が積み重なっていくと最終的には資金が詰まるということにはなりませんか。信用の問題で。この町に金貸したら回収できないぞと言ったら、貸さないということですよ。どうなんですか。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 将来的にはそういう自治体が財政状況でランク付されてということも考えられなくはないですけども。現時点、当面ですね、金融庁が各金融機関に今、検査入りますよね、そして要注意だとか懸念先だとかいろいろ分類の中では一応自治体は、一応税が担保でという、基本的な考え方ですよ、そういう担保の税収入があるという、基本的に収入ないわけじゃなくてですね。長期的にはそういう償還財源あるという中でですね、リスクウエイトと言うんですか、リスク0ということで金融庁の検査でも位置づけられてますので。一応、金融機関側からすれば今のところ、逆に自治体はもっともっと使ってほしいと、そういうような状況にあると

いうふうに聞いておりますけれども。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） ちょっと関連してるんだけど。飛躍した話かもしらんけど。たまたま網走庁管内の留辺蘂町で全道に問いかけましたよね。問いかけて7,500万円を調達したというか。これは愛町債に近いと思うけど。これが最初、国で認めないと。やっちゃ駄目だというようなことで言われたけども、最終的にはそれが認められていいことになったんだよね。あの件については把握してますか。

委員長（吉田和子君） 大黒係長。

財政係長（大黒克己君） 詳細までちょっと把握してないんですけど、そういった一度国の許可が下りなかったという問題は私も聞いてましてですね。今、お話したミニ市場公募債という、熊谷委員もいろいろお話の中でいろいろご心配されてくれてるんですけどね。あくまでも例えば町が赤字抱えているから、その分をじゃあ銀行からとか町民から借りるといふ、何でもありというわけじゃなくてですね。あくまでも今の起債のシステムと言いますか、こういった事業はこの起債を使っていいよという、いわゆる適債事業というのがございましてですね。適しているこの事業は使っていい、こういうことは駄目だよとかというのがあります。ですからミニ市場公募債も同じなんですよ、今の段階では。使えるものと使えないものがあるんですけどね。そういった中で、確か留辺蘂町さんはその辺の適債事業がどうなのかという部分でいろいろ議論になったということで僕の方は把握しておりますが。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 多分、留辺蘂で問題になったのは金利は0だけど特産品付けるよとか、何かそんな話も一つありましたよね。それと確か施設が民間の社会福祉施設だったと思います。だから、そういう部分が民間社会福祉施設に対して出資金という形になるものですから、そういう部分で町の利子が0というのは、やはり市場公募債というのはある程度適切な金利でという考え方がそういう指導にありますので、多分最終的には許可下りないで、そして民間の福祉施設側でですね、何か住民の方から資金を借りて、そして無利子か、特産品付けるか何らかの形で事業がされたというふうにちょっと聞いておりますけれども。だから、民間の福祉施設なので町からの出資金ということでは許可にならないけれども、その事業を進めるのは民間の福祉施設ですから、福祉施設側で町民の方に呼びかけして出していただいたのかなど。そんなふうにちょっと聞いておりますけれども。

委員長（吉田和子君） はい、及川委員。

委員（及川保君） ちょっと2点ほど伺いたいと思います。12ページの町民一人あたりの経費と類似団体のいろいろを比較しておるんですけどね。消防職員を除くという部分でね、どうも皆さん短絡的にそしたら消防無くせばいいじゃないとかね、極端な話がね。もしくは一部事務組合にすべきじゃないかと。こういう考え方になりやすいんじゃない。簡単に言えばだよ。それともう一つはね、この辺どういうふうに捉えてこういう表にしたのか。一部事務組合なんかも。財政課長だからこの辺の答弁はいいとしても、どういう考えでこういうふうに出したのかね。もう

一つは人件費なんですけどもね、企業会計・特別会計含めて例えばうちあたりは港湾持ったりなんかしてますよね。そうすると類似団体はあるんだけども、実際に港湾なんか抱えてる町はどうもなさそうな雰囲気なんです。そんなこともいろいろ大きく関わっているはずなんです。その辺の説明を何もされないでね、消防職員をうちは抱えてますから、ただ補助費の方では非常に高くなっていると、こういう説明はするんだけどもね。どうもその辺が非常にわかりにくいなと。そういうふうにちょっと疑問に思うんだけども、どういうふうに考えているかな。それと先ほどの斎藤委員の方から職員の人数についての質問ありましたけれども、うちも12という特別会計・企業会計抱えて、非常にそっちの方の職員の皆さんの部分は非常に陰に隠れて見えてこない、大きく出てこないというね。その辺もどういうふうに捉えているのか。いつも出てこないんだけどね、こういうものには。この2点についてちょっとお願いいたします。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 12ページで消防職員を除くというのは、あえて消防が一部事務組合になった方がいいとかですね、そういう議論をするために載せたわけじゃなくて、他の町と比較するとき、うちの特殊要因として消防本部を町独自で設けているか、一部事務組合でやっているか。それによって人件費が高くなったり、補助費が低くなったりとかとあるものですからね。その要因ははっきり内訳付けておかないと、単純に人件費高いんじゃないのと、そういうふうに単純に誤解されても困るということで特殊な要因の大きなものとしてですね、消防の部分大きいということであえて除いた場合の比較を載せた。だから、人件費を横並びに比較するためにはですね、うちがあて他にないものを比較するということも含めてですね。ただ、先ほど私もちょっと言いましたけど、まだ分析不十分な部分としては消防以外の一部事務組合というのも他の町は衛生組合、ごみ処理なんかも持ってますから、そういう部分もちゃんと整理しなきゃならないのかなと。次の段階ではですね。そういうふうに捉えておりますけどもはっきり比較出来る数字にちょっとするためにしなきゃならないというふうに考えてます。

あと今、他になくてうちがあるものということで港湾のお話ありましたけども、確かにそのように思います。うちの特殊要因で、他との比較ですけど、例えば保育所の数が多いとすれば保育所の職員の人数がどうだとかですね、そういういろいろな業務別の比較なんかも確かにしなきゃならないと。ただ、うちがないけど他にあるものもあるかもしれないと。だから、そういうものがちょっとどこまで整理しきれるかなというのがありますけども。確かにおっしゃったようにですね、その辺も含めて午後、総務課の方でどこまで答えられるかどうかわかりませんが、一応引き継ぎして午後の方にちょっと持ち越しさせていただきたいと思います。

あと、特別会計・企業会計等の人件費については、これはあくまで普通会計ということで基本的に一般会計の職員の分しか載せておりませんので、その部分はここの人件費という部分にはカウントになってないと。ただ、それぞれの会計、例えば老人ホームであれば老人ホームの人件費とか、そういう部分をどこまでこの中に織り込むかという部分ちょっとあるかと思いますが、それはちょっと個別の中で逆にはっきり議会側としてはそういうことも含めて情報を出した方がいいということであれば、出来る範囲の中で資料として整理出来るかなと思いますけども。

とりあえず、まだ特別会計・企業会計含めて初めてのこういう取り組みなものですからね、まだちょっと不十分なところあるかと思いますが、逆にご意見として出していただければ対応出来るものは対応していきたいと思います。

委員長(吉田和子君) お昼になりましたので、お昼の休憩を挟んで午後からも質問があれば、それを受けてからまた説明に入っていただきたいと思います。休憩に入ります。

休 憩 午 後 12時00分

再 開 午 後 1時00分

委員長(吉田和子君) 引き続き委員会を再開いたします。午前中、第3章まで説明があったんですが、そこまでまだ質問ありという方がいらっしゃる。私の方から1点。1ページの後半から、今回の財政危機の要因というところで少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加に加え、ダイオキシン対策の経費(ごみ処理の負担金)やというところありますね。このダイオキシン対策の経費という言葉が入っているんですが、前に財政健全化指針がありますけども、この中にダイオキシン対策としてということちょっと説明が載っているんですが、本当であれば一般廃棄物の処理は白老町でやることになってたんですが、ダイオキシンの関係で登別との広域ということになりましたよね。そして、そのことによって有料化もプラスされてなったわけですが、そのことからずっと引きずってきますと、この負担金は自分の町でやるよりは広域の方が負担が少なくなるという説明でこういうふうになったと思うんです。そして有料化もプラスになって、なおかつそれが今後の財政の中で大きな、3億以上の負担ですからこれは大きいんですけども、ごみ処理に関しては当然負担というのは皆さん思っていることなんですけども、この健全化の中にこの言葉が出てくるというのが、もうちょっと説明が無ければ。私も町民の方に言われるんですけど、手数料も入っていてなおかつまだまだそんなに負担しているんですかという話も出てきますのでね。本当であればもっともっと負担は大きかったんだということから引くと、この文言がどうなのかなってちょっと思ったんですけども、どうでしょうか。はい、辻課長。

財政課長(辻昌秀君) 12年度から登別市にごみの広域処理行なっていただきまして、広域処理する前の11年度のごみ処理経費と13年度の経費を比較すると歳出のほうでは1億2,900万増加したということです。歳入の方は今、吉田委員長おっしゃったように有料化になってですね、当時手数料7,000万円ほど増えてきたと。差し引き6千万ぐらいは歳出は増えたという単純な捉え方の中で書いている部分が実はあるんですけど。確かにおっしゃるとおりですね、町独自でやっていればそれだけで全然きかないだけの負担があったということですから。ちょっとこの辺誤解を招きかねない部分だとすればですね、ちょっと最終的なプログラムの確定段階で見直しさせていただきたいと思います。

委員長(吉田和子君) 他にありますか。はい、及川委員。

委員(及川保君) 先ほどの続きで。総務課長ね、今、これ案として改革のプログラム出てきているんですけどね。やっぱり人件費というのは非常に大きな部分を占めているんですよ。今、ここで言われているのは、今までの改革もそうなんですけども、結局普通会計、一般会計のみで

語られてきた部分がありましてね。全体として取り組みそのものは特別企業会計も含めてやっているはずなんですよね。統計的に出てくるものについては必ず一般会計のみの、人員も含めて出てくるわけですけども。今回の3月の議会の中でもね、一般会計ということも、これから特別会計も含めてね、こういう統計なんかもやらなきゃいけないという。先ほども実は財政課長もそういう答弁はあったんですけども、総務課長はどういうふうに捉えて今後取り組みを、こういう改革を取り組んでいっている時にね、特別会計を含まないとどうも一般的に誤解を招きかねないことが非常に多いと思うんですよね。取り組みもやっぱりそれを汲んでやらないと、本当に真に改革という部分ではどうも甘いなというふうに私たちは捉えざるを得ないんですよね。このことについてちょっとお伺いしたいなと思います。

委員長（吉田和子君） 改革プログラムの中でまた出てきますけど、今のところでよろしいですか。人件費の抑制というところが第3節で出てくるんですけども、ここで説明を聞いてからの方がよろしいかなと思うんですけども。今までの第3章までの説明の中で何かあればお受けして、あと個々の説明がまた詳しく入ってきますので、それを聞いてからの方がいいのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。西田委員どうぞ。

委員（西田祐子君） この3ページからの立て直しのための基本方針という中で1番から6番まであるんですけども、最後の行財政基盤を確立するための財源を確保しますということで都市計画税なんかも将来的には考えらっしゃるだろうなと思うんですけども。この6つの中に町長の執行方針の中でですね、役場も一つの企業として考えていくんだというふうなお話が12月の時も3月の時も言葉として出てきてたんですけども、何かこの考え方がこの6つの中に織り込まれているのかなと、どの辺にそういうものが含まれないでの財政改革なのかなとちょっと思ったんですけど、その辺お願いします。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 執行方針との兼ね合いで多分行政の経営と言うか、地域の経営というような考え方が執行方針にあるけれども、ここに入ってないんだろかと。確かにそう言われますとそのような部分ありますけども。どちらかと言うと立て直すという、そちらの方が主体で、6つの方針として掲げてこの中にちょっと出てきてないという部分かと思います。それで、そういう考え方は基本的には引き続き入れなきゃならないものと。当然持っているんですけども、そういう表現も確かに必要だなという部分もございますので。入れるとすれば第3節の中に基本的な姿勢としての部分ですね。そういうふうなことも考えられますので、特に町長の考え方の部分では3ページの第3節の上から5行目あたりに、自主自立の地域づくりとかですね、あるいは柔軟性を持った行財政システムへの転換だとか、そういうことがそういうものも含めて言っているというような捉え方になるかと思いますが、この表現についてですね、全体通じる姿勢ということでちょっと検討させていただきたいと思います。

委員長（吉田和子君） よろしいですか。他にございませんか。では次に進みたいと思います。第4章の改革プログラムについての説明をお願いしたいと思います。よろしいですか、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 私の方から全体的に説明しまして、あと個別の部分の質問等に対して

はそれぞれまた担当の課長も来ていますので。そういうことでまず、一通り全体を私の方で説明させていただきたいと思います。19ページの第4章財政改革プログラムですけれども、ここではこれから述べるそれぞれの対策の内容と、その目標額を記載しております。特に特別会計・企業会計を表していない部分についてはですね、一応普通会計ということで捉えていただきたいと思います。それでは、まず第1節の経常的事業を見直しますということですが、ここで基本方針の1と2ということですが、先ほどご説明しました基本方針のどれに該当するかということですが、この場合ですと基本方針の1の内部管理経費の削減の部分、2のサービスの適正化とコストの縮減に関する部分について関連あるということで記載してございます。以下、それぞれの対策について、この基本方針を載せておりますけれども、その部分の説明は省略させていただきたいと思います。

それで、この経常的事業の見直しのこれまでの取り組みとか考え方を前段の方でずっと触れておりますけれども。特にという部分からですが、国の社会保障制度改革による福祉サービスの転換（措置制度から契約制度に転換）というのは、例えば老人福祉の関係でしたら従来の施設とか通所の施設の措置費から介護保険という契約制度に転換と。この考え方は障害者福祉でも支援費制度に移行と。また保育所についても今後こういうふうな考え方で選択できるというふうな方向としてはなってきたと。そういう部分で利用者負担についても無料から有料、一律定額負担から利用者の所得状況やサービス内容によって負担という応能応益負担という考え方へ変わってきていると。こういう考え方はいろいろなサービスを提供する中でも基本的な考え方として、やはり検討していかなきゃならないと、そういう部分です。

また、今後のサービスの基本的な部分で中段から下以降に国・道制度の基準を上回る「上乘せ」や「横だし」サービスについての見直しの必要性が謳われております。また、補助費（負担金・補助金等）についても見直ししなきゃならない考え方、またそれは補助金交付基準を作成していくというふうなことが謳われております。

そのようなことから、ここに から に掲げる事業につきまして廃止、凍結、削減の見直しを行うということにさせていただきます。 といたしましては町単独の継続事業でございます。これは事務事業効果の低いと思われるものということで、事務事業評価の見直し等の中で見直ししていくという部分です。 は国、道の補助制度に町単独「上乘せ」「横だし」のサービスを実施している事業であります。具体的には医療費関係の制度見直し。これは道の方でももうすでに10月からの見直しということでございますので、それに合わせて町としてどうするかと。単純にこの考え方どおり、一切やめるということについてはまだ方針立ってません。必要なものについては町の負担をより軽減した中で、検討できないかというようなことも含めての見直しであります。

一律に補助、助成、至急している町単独事業という部分でございます。これについては平成16年度では長寿祝金等がこういう考え方の中で、ある程度年齢の部分で見直しを行ってきている部分でございます。 当面、凍結することとしても影響の低い事業ということで、凍結できないかというような部分もでございます。あと 従来政策的な判断により継続してきたもので、社会情勢等の変化により、廃止、凍結が必要と思われる事業。この5つを見直しの視点といたしまして

進めるということであります。

それで、その対策額ですけれども次のページになります。削減目標額が合計6億8千万円ということでございますけれども、各年度の目標額は記載しているとおりでありますけれども。平成16年度については8千万円ということで、16年度の予算の見直しでは約7,200万円も見直し額が出てきておりますけれども、まだ800万円ほど不足する部分については予算執行の中でさらに上積みを図りたいという考え方でございます。17年度以降につきましては、例えば17年度については平成16年度の8千万にさらに6千万の削減を上積み出来ないかということで、17年度の削減額としては16年度の8千万も含めて1億4千万と。削減目標額はこの2つ足したものということで毎年度6千万円ずつ削減増ということであります。

次、第2節の投資的事業財源の見直しであります。町の政策的な投資的事業についても、事業費の一定財源枠を設けるということで平成10年度以降そういう考え方でやってきておりまして、平成10年度の財政健全化計画では5億円ということでやってきておりますけれども、その後さらに税、交付税等の減少から13年度からは予算編成方針で3億円と設定しております。概ね、過去3カ年間の平均は3億円ということでありますけれども、今後についてはさらに3億円から5千万円の削減が出来ないかということで目標を定めてございます。削減目標額といたしましては、各年度5千万円の4年間分で2億円ということでございます。ちなみに16年度2億5千万円ということ記載してございますけれども、当初予算ベースで積算してみますと約2億円ということで、これをかなり下回るような額になっております。

第3節人件費を抑制しますという部分ですけれども、まず、21ページの(1)の職員数の削減という部分ですけれども。その前にちょっと20ページの下の段を説明いたしますけれども。行革の方の目標について触れてますけれども。行革の方の目標は平成14年4月1日現在の職員数の10%削減ということであります。今後につきましてはさらにこういう財源不足ということから、特別職も含めてさらに人件費の削減進めていくということであります。

(1)の職員数の削減ですけれども、この中にも謳われてますけど第4次の行革の削減目標ですね。こちらの方は普通会計だけではなくて全会計ということであります。360人の10%削減の36人ということ最低限の実行数値として、さらに削減に取り組むということにしております。それで、その具体的な目標値でありますけれども、下の表があります。それぞれ定年退職者等を見込みまして、定年退職者は、これは14年度からのスタートで計算しておりますけれども合計45名。勸奨退職者につきましては16年度までは実績で17年度以降は見込み額。一応、毎年1名ずつ勸奨退職者が出るのではないかとということで試算しております。退職者数の計につきましては合計ですね。それに対しまして普通会計の退職者数のうち数で書いておりますけれども、採用者は勸奨退職者の分のみ一応補充するというので、17年度以降は1名ずつ見込んでおります。その結果といたしまして、全会計では44名、これは14、15も含めてということでありまして、先ほどの行革の目標の36人を上回る44人ということで見込んでおります。うち普通会計の職員数は33名ということで、今回の対策額の計算するにあたって、こういう人数で見込んでおります。

それで具体的な金額、削減効果ですけど22ページになります。先ほどの数字が14年度からの数値ですので、16年度以降の削減数については記載のとおり19人ということになります。効果額は2億2,700万円を見込んでおります。内訳につきましては、人数、金額記載のとおりですけども、その試算の考え方といたしまして、枠の外側の で1人430万、これは退職者補充の場合の新規採用者が430万ということで試算しておりますので、職員数の削減人数に対してまして430万を乗じた額ということで効果額の方を計算してます。

なお、次、職員削減による実質的な効果。点線の部分ですけども。これは行革の方の観点で実際人件費がどのくらい減るかという部分では、職員1人当たりの人件費というのは9,441,000円ですから、それで試算した場合の実質の人件費削減効果額につきましては、この点線で囲った部分の金額です。1人9,441,000円ということで試算してます。

次(2)、特別職の給与削減ですけども、こちらにつきましてはもうすでに1年間分は条例化されておりますけども、町長の15%、助役の12%、教育長の8%ということで条例の方は一応、単年度ということでございますけれども、理事者との打ち合わせに基づきまして引き続き19年度までの4年間、引き続き進めるということで合計2,400万円を見込んでおります。

(3)管理職手当の削減であります。これにつきましては、これは条例じゃなくて規則の方で平成15年1月から管理職手当の25%支給率カットをやっております。課長職であれば12%の管理職手当が25%、4分の1が3%減で9%ということで現在運用してますけども。これも引き続き19年度まで実施するという事です。24ページの方に中身がちょっと載っておりますけれども、効果額については毎年600万の2,400万。ちょっと19年度については退職する人数との兼ね合いなんかもありますので、一応500万ということになっております。

(4)の一般職給与の削減につきましては から の3項目を見込んでおります。1つは の年齢55歳での定期昇給の停止ということでありまして。国家公務員が55歳に達すると、その後の定期昇給の停止制度ということでありまして、これに準じての見直しということなんです。2つ目は給料・期末勤勉手当の削減であります。具体的な中身につきましてはちょっと後で、もうすでに組合の方に協議している内容もありますので総務課長の方から中身についてご説明しますが、これは町独自の対策として、給料・期末勤勉手当の削減を行うという部分です。これは管理職も含め一般職員全員ということでありまして。3つ目は特殊勤務手当の削減であります。現在支給されている特殊勤務手当の対象を見直してですね、額の減額、廃止を含めての削減ということでありまして。削減率につきましては25ページの方に記載しておりますけれども、一般会計の一般職給料、期末・勤勉手当及び特殊勤務手当の総額に対して概ね5%程度ということにしてございまして、単年度約7千万円の削減を見込んでおります。この内訳内容につきましては、現在組合の方に申し入れして協議中ということでありまして。あと7千万円から の内訳ですね。参考までに申し上げますと、 の定期昇給の停止の部分では約100万円程度ということでありまして。 の給料・期末勤勉手当の削減では6,400万円です。 の特殊勤務手当の削減で500万円。合計7千万円ということになっております。

次、第4節の基金繰替運用の繰り戻し額の縮減ですけども、これは平成10年度に財政健全

化計画というのを作ってですね、公債費対策に取り組むということで当時、町債の繰上償還を行うために各種の基金から9億2千万の繰替運用、基金から一般会計が借りるということによって繰上償還行っております。これまで返済を行ってきてますけれども、先ほど説明の収支の見通しでは毎年5千万円を基金に戻すということにしておりますけれども、こういう財源不足、収支不足の緊急避難策として毎年度の返済額を5千万から3千万に2千万円各年度減額して、一応削減額としては8千万円見込むということであります。

次、第5節民間移譲を進めますということでありまして、基本的には民間で出来ることは出来る限り民間に委ねるということを基本といたしまして、次の26ページに記載しております業務につきまして役割分担指針を作成して委託・移譲の取り組みを進めるという考え方でございます。委託による効果額については具体的な対象業務が出てきた段階で加えていくということで、特にここではちょっとまだそこまでの段階に行かないということで試算はしてございませんけれども、その内容としては1の定型的業務。2の専門的業務。3番も企画運営業務、民間の企画、ノウハウを活用するという部分です。4番の施設等の管理運営業務ということで、具体的には検討対象業務に載せているようなものについて民間委託・移譲を進めていきたいという考え方であります。

次、27ページ第6節。外部団体、補助団体等に対する行政関与の見直しであります。町が財政的支援を行っております関与団体についてですね、効率的運営や効果的活用を図るために掲げる団体の運営状況を点検評価するものでありまして、16年度以降その方法も含めて検討して見直しを進めるものであります。対象とする団体につきましては資本金とか、基本財産の2分の1以上を出資している団体、会社、第3セクター入ります。として運営費の2分の1以上を補助している団体。として公共施設の管理運営を委託している団体。の町職員を派遣している団体ということでありまして、具体的には振興公社、商工会、観光協会、体育協会、社会福祉協議会などが対象となります。効果額につきましては現時点では目標を設定出来ないためですね、まず点検評価をしてですね、それで出てくる対策についてはその後目標として掲げていきたいという考え方であります。

第7節、特別会計・企業会計の財政健全化でありますけれども、この部分については午前中も特別会計・企業会計のご質問がございましたけれども、会計を具体的にして一応整理してございますけれども。まず(1)の決算状況については特別会計10会計、企業会計2会計の平成14年度の決算状況を28ページの方に載せてございます。この中で老人保健会計とか介護保険会計、医療保険関係につきましては、これは一般会計から繰り入れする額について国、道の支援額も含めてルール化されているということで安定的な財政運営が見込まれる部分でありますけれども。それ以外の会計で特に赤字が生じている会計につきましては、今後の財政運営が懸念される会計ということでですね、まず会計内での自己努力による対策は当然講じていくけれども、一般会計の支援策も追加繰り出しについて検討していきたいという考え方であります。

それで28ページ(2)の特別会計の収支見通しと対策の目標額ですけれども、まずの収支見通しですけれども、今後の財政運営が懸念される5つの会計についての収支見通しを現状のま

ま推移した場合ということで記載してございます。14年度のちょっと合計額は載せておりませんが、14年度の場合は上から4つ。港湾機能会計は除いて上から4つの会計が累積赤字を抱えている会計で、その合計額が21億3,300万円になります。それで、これは現状のまま推移した場合ということで、19年度についてはこの累積額が合計いたしますと38億7,200万円になります。

この推計方法につきましてははですね、29ページの表の下に記載ございますけれども、国保会計につきましては16年度以降歳入の保険税を2.0から2.3%の伸び、これは対象者が増えてくるという部分でございますけれども、歳出の保険給付費を1.5%と見込んでおります。あとウの下水道会計につきましては、料金改定をしない場合ということで見込んでございますけれども、ただ下水道の処理区域の拡大をしておりますので、自然増を3%程度見込んでおります。施設整備費につきましては町債発行額を4億円以内ということで試算しております。で、工業団地会計につきましては16年度以降、毎年度1,500万円、非常に少ない額ですけども、最近非常に分譲が進まないということで、とりあえず1,500万円のペースで、対策をしない場合ということで推計しております。あと、臨海部会計につきましては16年度、17年度で7,200万円の分譲。その後につきましては港湾の整備に伴って消波ブロック等の製作ヤードということでちょっと使わなきゃならないということで、22年度まで特に売払いは見込んでおりません。23年度以降の分譲ということになります。次、30ページの港湾機能会計ですけども、16年度以降は上屋の使用料収入を毎年2千万円見込んでおります。元利償還金については16年度以降ですね、毎年度5千万円となるということから17年度以降赤字が生ずる見通しということでありますけれども、ただ上屋の使用料がずっと半永久的に見込むことが出来れば、赤字は解消されるということであります。

次、対策の目標額ですけども、5つの会計についての対策項目を記載してございますけれども、一般会計からの財政支援については重点改革期間の中では毎年度1億円の追加繰り出しということで織り込んでおります。

アの国保会計ですけども、まず収納率ですけども毎年度1ポイント増。毎年度と書いてますけども16年度以降収納率の1ポイント向上ということでの見込みでございます。それで毎年度と書いてますけど1千万円の増収を見込むということであります。保険税については18年度に保険税の応能、応益割合の平準化も含めて税率改正を見込みたいということで18年度に8千万円の増収を見込み、その後継続して8千万の増収があるということで試算しております。あと医療費抑制の部分では、医療費通知の啓蒙やレセプト点検の強化による医療費の削減目標ということで1千万円の歳出削減を見込んでおります。あと、赤字増加の歯止めのための一般会計の繰り出しについてですね、平成16年度は2千万円ということで見込んでおりまして、引き続き追加繰り出しを行うということで試算しております。

イの下水道会計ですけども、下水道使用料の改定を4年ごとに行うという考え方で17年度に実施ということで、17年度に2,300万円の増収。引き続きその増収効果が続くということでもあります。あと施設整備といたしましては、現在未整備区域となっている部分についての新

たな部分については、合併浄化槽の導入によりまして施設整備費を抑制したいという考え方であり、あとは資本費平準化債、これは16年度から発行してございますけれども、この発行により発行額の2分の1が特別会計赤字額の解消が見込めるということであります。あと一般会計の繰り出しにつきましては、16年度5千万円ということで追加繰り出しを16年度から計上しておりますけれども、引き続き計画期間中続けていきたいという考え方であり、

あと工業団地会計ですけれども、現在の残存用地は15ヘクタール、売買予定価格で約10億円の保有ということですが、積極的な企業誘致活動による分譲活動によりですね、基本的には一般会計の支援はしないで何とか赤字解消に努めていきたいという考え方であり、

あと臨海部会計ですけれども、一般会計からの繰り出しを16年度では3千万円計上しております、この繰り出しの考え方といたしましては、臨海部会計の造成に伴って水道、下水道等の施設整備を行っておりまして、政策的にかなり施設整備を売れる値段以上の投資を行っていると。これは港湾整備に関連してですね。そういうことから、そういう部分については一般会計からの支援という対象にして引き続き行っていきたいという考え方であり、当面なかなか、すぐ消波ブロックヤードに使うので売れないということなものですから、貸付による増収を見込んでいくということでございます。

次、オの港湾機能会計ですけれども、長期的に見れば赤字は解消出来る見通しということで、使用料については据え置きまたは引き上げによって赤字解消期間を短縮したいという考え方であり、

以上の対策を5会計について織り込んだ場合に31ページに記載のとおり収支見通しでございます。この結果ですね、それぞれの会計、赤字は0という形にはなりませんけれども、対策を講じない場合に比べるとちょっと歯止めをかけていくという考え方であり、19年度の赤字の計につきましては、対策前が38億7,200万円に對しまして、この試算では19年度31億4,700万ということで7億2,500万円の効果を見込んでおります。さらに下水道会計については先ほどご説明の資本費平準化債の評価を含んでいないと。ちょっとまだこの時点でシミュレーションが出来なかったということで含んでおりませんので、プログラムの決定段階ではさらにそれを下回る形になるかと思っております。

32ページの方にですね、これは一般会計からの追加繰り出し額についての目標額を掲げております。一応、普通会計の方の歳出が増える要因になりますけれども、繰り出し追加の合計額としましては4億円。各年度1億円ということであり、

次(3)の企業会計の収支見通しでございますけれども、水道会計につきましてはですね、今後も安定的な財政運営は可能ということであり、資本的収支については内部留保資金が減少傾向にあるということで、建設改良事業を計画的に進める必要があるということであり、次、不良財務が発生しております病院会計ですけれども、14年度の不良債務の額が2億1千万ということであり、普通会計の支援の他、独自の努力によりまして不良債務の解消を目指すということであり、この19年度、20年度までの時点では病院独自を対策を含めての見通しを立ててございますけれども、まだ1億台ぐらいの不良債務は残るという試算で

ございます。それでもこれを減らしていこうという姿勢でございます。

33ページ、第8節の町債残高の関係でありますけれども、新規の町債発行額を元金償還額以下に抑制して町債残高を減らしていきたいという考え方でありまして、一般会計については毎年度減税補てん債及び臨時財政対策債を除く通常の事業分として8億円以内の目標額ということでございます。この部分の対策額としては、先ほどご説明している収支見通しの中にすでに織り込んでいるということですね、ここには特に記載してございません。

次、第9節使用料、手数料の適正化でありますけれども、受益者負担の考え方に基づいてコストを計算して受益者負担金の見直しを行うと。原価計算を基本とした適正な料金体系に見直すということでありまして。

(1)の下水道使用料の見直しにつきましては、先ほどもご説明の部分でございます。単年度2,300万円、合計6,900万円を見込んでおります。この部分につきましては、一応特別会計の対策額ということで、のちほどご説明いたします総体の対策額には含んでおりません。

次、34ページ、その他の使用料、手数料の見直しでございますけれども、これは(3)の減免基準の見直しと、(4)の無料サービスは一括してちょっとご説明させていただきたいと思っております。役割分担指針というのが現在、案をまとめておりますけれども、それに基づきましてサービスの提供にかかる人件費や物件費の全体的な経費、単位当りの経費を算出しての見直しをしていきたいという考え方でございます。17年度においては使用料、手数料の見直しと併せて(3)の施設の減免基準、(4)の無料サービス等も見直しも含めてですね、使用料、手数料全体の見直しとして普通会計で単年度1,500万、合計4,500万円の増収を見込みたいということでございます。

次、35ページの(5)の保育料の国の基準に応じた段階的見直しでございます。現在の保育料につきましては国の基準を下回った保育料ということになっておりまして、国の基準どおり集めた場合との差額が1,700万円ほどになってございます。これは町の単独の施策としてですね、保育料を国の基準より低い水準にしているということでございます。これを16年度に検討して17年度から段階的に見直したいということでありまして、内容につきましては36ページの方に目標額を設定してございます。17年度で500万円、あとさらに18年、19年、200万、100万上乘せして19年度で800万円の見直しをしたいと。基本的に今の国の基準の低い部分を全廃するというのではなくてですね、その中身の部分で見直していきたいという部分であります。

次、第10節国民健康保険税の見直しですけれども、基本的には本来の独立採算の経営から大きくかい離しているという状況にあることからですね、先ほども説明した収納率の向上強化とともに税率の改正を行いたいという考え方でありまして。目標額といたしましては収納率の向上強化で1千万、税率の改正でプラス8千万円の9千万円ということで各年度見込んでおりまして、4年間の合計額で2億円の増収を見込んでおります。

37ページ、第11節の町税等の収納率の向上であります。現在の収納率の推移につきましては上の表のとおりになってございます。また人口2万人以上の他の町と比較している部分として

右側に載せてございますけれども、8町平均の96.9%に対して白老町の96.7%ということからですね、きめ細かな納税相談を実施する他ですね、全庁体制で収納率の充実強化を図って滞納整理の特別対策、差押えとか競売等の実施ということですが、強化していきたいということでもあります。16年度においては町税その他の納入金の1ポイントの収納率のアップを目指したいということでもあります。具体的な対策の内容と目標額でありますけれども38ページの表でございまして、16年度において1ポイント上げることによりましての効果としては単年度3千万円、合計1億2千万円の増収を見込んでおります。その下の表につきまして、各税目あるいは税外収入の費目の内訳でございまして、3千万円につきましては普通会計分ということでもあります。この町税、住宅料、保育料の合計額ということで、国保税以下給食費までについてはそれぞれの特別会計等の収入増ということで把握であります。

次、38ページ。第12節未利用財産の売却と有効活用でございまして、これは主に土地の売り払い等ですね、未利用の土地についての売り払いということでありまして、土地の売り払い目標として単年度2,500万円、4年間で1億円の目標を掲げております。過去5カ年間の売り払いの平均額が約2,500万円ということで目標額を設定しておりますけれども、平成10年度大町のまとめた分譲を行った分を含めての平均2,500万円ですので、最近は1千万前後ということですから、現状ではかなり目標は高めに掲げております。

第13節の基金や愛町債などにより財源確保につきましては、午前中ご説明している部分の愛町債については省略させていただきますけれども、基金につきましては今、かなりの数の基金がございまして、それらの統廃合とか活用事業の用途拡大、そういうものを検討して安定した事業財源を確保したいという考え方です。

第14節、新たな税等でございまして、新たな税等の導入につきましては、この14節の中段以降になりますけれども、行政運営の内部の徹底した経費削減を行うほか、事務事業の廃止・統合、行政サービスの見直し、受益者負担の適正化、税・税外収入の確保などの対策を講じることが大前提であるとの考え方から、プログラムの中では対策額は掲げておりませんが導入に向けた検討は引き続き行うということにしております。なお、2万人以上の類似団体の課税状況につきましては40ページの上の表のとおりになっておりまして、この表は法人税割の超過課税を行っている自治体がすべてでございまして、さらに都市計画税を導入しているのが8町中6町ということで、白老町はどちらも導入はしていないということで、この結果からいきますと道内の2万人以上の町では税負担が一番少ない町ということで、これまで努力してきたということが言えるかと思えます。

以上、具体的な対策14節までで申し上げますけれども、以上の対策を講じてなお不足する財源につきましては15節のとおり財政調整基金等の繰り入れにより財源調整を図ることとして申し上げますけれども、一つの目安といたしましては、19年度末での財政調整基金の残高目標額を約3億円ということで確保したいという考え方です。ちなみに、ちょっと第5章になりますけれども、5章の方の収支見通しの表の一番下のところに財政調整基金等

現在高ということで載っておりますけども、一応14年度末の備荒資金を含めての、ある程度自由に使える基金の積立額は7億3,300万円ということでございます。これを3億は残す形で活用していきたいということでもあります。それぞれの不足額に対する繰り入れ額は40ページの目標額に記載してございます。また、決算剰余金の2分の1につきましては、基本的にはこういう基金の繰り入れも含めてですね、毎年5千万円の黒字を出すという前提での試算をしております、その2分の1の2,500万円につきましては17年度以降も繰越金で見込めるということで対策額の方にカウントしております。一応、今日の予定の説明の第4章につきましては説明を終わらせていただきます。

委員長（吉田和子君） はい、ありがとうございました。一応、第4章の第1節から第15節までの改革のプログラムそれぞれ説明がありましたけれども、質問する時は第1節、第2節というふうにページ数と提示をして質問していただければと思います。何点か質問を終えてから休憩にしたいと思いますので、まず質問のございます方どうぞ。はい、吉田副委員長。

副委員長（吉田正利君） 第3節、21ページに関連でちょっと質問させていただきます。関連で26ページについて質問させていただきます。実は職員数の削減の問題で第3節で年次別に掲示してありますけども、現実的に今年度16年度339名、要するに最終人員なんですが、19年度324名ということで、これは今年から4年をばっと見た時に10数名減少しているわけです。それで、これらの分析はそこに自然減耗、退職させるから勸奨退職、その他人員が多く出てるんですけども実質的な在籍在勤人員というのが、今年度から4年後を見通して4.4%に減ってないわけです、15名で。これは私は努力の減少ではなくて自然減耗よりもまだ減少を今後は出ないというなれば、本来この最終人員で評価しなきゃいけないわけですけども。経過はわかるんです。非常に多く出てますけれども、現実には途中採用者の問題もありましようからあれなんですけど、どうもこの辺の数字が効きが悪いんじゃないかと、計画として。そういうふうに考えます。

関連で申し上げます、26ページ。ここで民間委託・委譲関係で。第5節ですね。業務の民間委託を企画しているわけですけども、ここで重要なのはですね、私は職員の業務分析ということを見た時に、ここに1、2、3、4という民間委託の内容を掲げておりますが、この効果は果たしてどこに出てるのかと。最終的には人によって出るはずなんですけども、民間委託しますと1、2、3、4とたくさん書いてるんですけども、これによって4.4%の波及率で押さえているのかと。これはちょっと企画としてはバランスしてないと思うんでございます。人事的に見ますと。この民間委託の効果人員はどうなっているのかということに対する主張が何もないと。

もう一つ、私は業務分析する時には現状の320数名の職員の皆さんの職務そのものがどうなっているかということを中心に分析しないといけないんじゃないかと。一つには人を削ることは目的じゃないんですけども、私は仕事を削ることに對する企画が少ないと。例えば、今の300数十名の職員の皆さんの職務分析をした時に、洗い直し、切り捨てというのが十分あるはずなんです。これがちょっと、この企画が非常に逆だと。私は人を減らすだけの目的じゃなくて、仕事が減るとそこに人員効果が出るわけです。ここに民間委託するという企画があるけれども、

これについての効果がさっぱり見えてこない。表に出てますけれども。何かそういうふうなところの効き具合が、自然減耗の数字そのものが効かしているのかなという気がするんですが。この点に一つ質問したいと思います。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） ちょっと総括的に私の方でご説明しますけれども、職員数の部分です。これは職員は公務員ということで基本的には地方公務員法等、法律の枠の中でこういう処遇というのは決められているということで。基本的には現在いる職員についてはですね、まず減員をする大前提としては退職者の不補充と。途中で、民間と違って退職を求めると。強制的な退職と言うんですか、仕事から無くなったからということにはならないと。だから、そういう部分では期待する部分では勧奨退職ということで見込むという部分はあるかと思いますが、これについてもはっきり現時点で勧奨退職者何名ということで出せない。そういうことから定年退職者数をベースに、一応勧奨退職者は1名ということで、その分は補充するよと。この部分を補充するかしらないかで確かに勧奨退職者1名見込んでですね、その分補充しないという、そういう組み立てであろうかと思いますが、基本的には公務員ということから定年退職者の不補充を人員の部分の一応組み立てとしたと。そういうことですね、この部分の一つご理解いただきたいと思います。ちょっとなかなかはっきりしない言い方ですけども。

委員長（吉田和子君） はい、吉田副委員長。

副委員長（吉田正利君） 確認したいんですが。現状人員を維持しなければ法的にまずいということなんですか。

委員長（吉田和子君） はい、白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） 今のご質問をストレートにお答えしますとね、法的に人員を何名にするとかですね、例えばその職種、例えばですよ、病院の医師数だとか看護婦の数だとかですね、そういうような形で業務量に対しての職員数が何名という法的な決まりは何もございません。ただ、今、財政課長がお答えしたのはですね、先ほどもお話ありましたけど業務を分析して、あるいは業務を委託することによって、その業務が無くなったと言った時にその職員をカット出来るかということは、これは無理ですよというお話を先ほどはしたんです。ですから業務換えだとかですね、配置換えだとかそういうような形で職員を活用すると。当然、業務が減ってきますので、その分の見合いの採用枠は当然減ってきます。そういうような形で総体の職員数を減らしていくというような手法しか、現状の中では手法としてはそれしか取れないのかなというふうに押さえております。

委員長（吉田和子君） はい、吉田副委員長。

副委員長（吉田正利君） 不勉強で申し訳ないです。もう1回聞きます。業務委託しても人は減らせないんですか。

委員長（吉田和子君） 白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） 端的に言うと業務委託をすることによって、その業務が無くなったことによって職員を退職だとか、俗に言う首を切るとか、そういう形での職員の減という手

法は取れないということです。ただ、業務が無くなることによって職員を配置しなくていいですから、その分の数は当然総体数としては減っていくという。総体数はですね。で、その手法として次年度の採用の人員を減らすとかですね。そういうような形で対応をしていくというような話です。

委員長（吉田和子君） はい、吉田副委員長。

副委員長（吉田正利君） 業務委託とか、例えば業務移管とかということは必要ないですね、じゃあね。理論的に言うと。やることないですよ。やったって人減らないんだから。で、何か根拠についてもう少し……。何で決まっているんですか、そういうふうに。民間委託しても減員した分は人は減らせれないという根拠は何に基づいているんですか。

委員長（吉田和子君） 休憩をいたします。再開を２時１０分といたします。

休 憩 午 後 ２ 時 ０ ０ 分

再 開 午 後 ２ 時 １ ２ 分

委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて質疑に入りたいと思います。じゃあ、今の質問に対しての答弁からお願いいたします。ずっと続きをやってたんですけども、録音もありますので説明をいただきたいと思います。はい、白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 先ほども、休憩前の時にもお話ししたけども、法的根拠と言いますといわゆる地方公務員法の中ですね、職員をいわゆる民間同様と言いますかね、そういう形でのカットということには法律上はならないということですから、業務が減ったからそれじゃああなたは超過人員になるので退職させますというような形には基本的にはならないというようなことで。そうしたら、その人員を例えば民間委託した業務が、当然業務が委託することによって正規の職員をそこに配置することが当然無くなりますので、その職員については当然他の業務に配置という形にはなります。初年度はですね。ただ、次年度以降の採用計画の中では、やはりそういうことによる過員を生じた時には採用人員は減ってくるということになりますので、長期の年数でいきますとそれだけ採用の頭数としては減ってくるというような結果になるかと思えます。

委員長（吉田和子君） 他に質疑のございます方どうぞ。はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 人件費が出ているので関連で。これは一般行政職の絡みの対応ですよ。それから特別職だとかということも謳ってはいますけれども、臨時職員それから嘱託職員、この辺についての改革等々は謳ってないんですけど、その辺はどの辺に反映しようと思っているのでしょうか。当然、賃金払っているわけですから、これの定員管理だとか、それと業務内容だとかも今の吉田副委員長にも付随してくるとは思うんですけども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

委員長（吉田和子君） はい、岡村主幹。

行政改革推進室主幹（岡村幸男君） 私の方から臨時職員、それから嘱託職員も含めてですけども、その人員の削減についての考え方ということなんですが。ここで職員数の削減ということ

で10%という考え方は、行政改革大綱の中では出ているお話ですけども、臨時職員も、嘱託職員も含んで基本的に10%という考え方であります。で、ここで取り上げています人件費の削減というのは正職員という部分での人件費を挙げてございますが、一方で事務事業の見直しの中で、例えば臨時職員の給料というのは物件費の中に入っているということもございまして、そういうものについてはその中で見直しを進めていくんだという考え方なんです。ですから、先ほど財政課長の方から説明がありました単年度8千万、それに上乗せして次の年から17年度以降も上積みしていく中で、当然それらの人員の削減は進めていくという考え方に立っています。以上、簡単ですけども。

委員長（吉田和子君） はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 確認ですけども、その物件費の中の削減計画の中にそれも盛り込むというふうに捉えていいんですね。それはやっぱり謳っておいた方がいいんじゃないですか、物件費の中で。そういうことも物件費の取り組みの中であるんだよということも訴えておいた方がさらに明確に見えてくるんじゃないかなと思うんですけど。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 19ページの経常的事業という中で、視点的にはちょっとこういう臨時職員の職員数減という部分で直接ストレートに表現しているものがございませぬけれども、16年度の7,200万円という削減の中にはそういう臨時職員の見直しも含めてということで捉えています。ちょっと臨時職員の人数、または嘱託の方の人数、これもちょっとはつきりこの中で謳っていない部分ですので、それトータルしてちょっとその部分がやはりきちんと目標を定めて、見える形にということであればちょっと検討してみたいと思います。

委員長（吉田和子君） 他にどうぞ。及川委員。

委員（及川保君） ちょっと今の続きなんですけども、白老町の職員の定数というのは何名でしたっけ。今現在。

委員長（吉田和子君） はい、白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） いわゆる条例で定めている定数で申し上げますと、全会計通しますのが423名。

委員（及川保君） 423名で、普通会計は。

総務課長（白崎浩司君） 普通会計とかそういう区分では。

委員（及川保君） それでは分けてない、はい。

総務課長（白崎浩司君） 執行機関別なんですね。町長部局何名、議会何名とか。

委員長（吉田和子君） はい、及川委員。

委員（及川保君） 今、423名という話ですよ。今ここで21ページの職員数の削減のところに表ありますよね。これは普通会計のみのことですか。全会計って書いてますよ、だけど。全会計って書いてますよね。企業・特別会計含めて。

委員長（吉田和子君） はい、白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） この21ページの表自体で言えばですね、これが全会計です。で、

はその内の普通会計部分の増減。

委員（及川保君） これは増減しか出てませんよね。全会計のどこじゃ。

総務課長（白崎浩司君） は全会計です。

委員（及川保君） 全会計ですか。

委員長（吉田和子君） 白崎課長、説明ありますか。何か。

総務課長（白崎浩司君） 先ほどの言った部分です、定数条例が先にありましたので。会計別でなくて言いますと、議会の事務局の職員が4人・・・。

委員（及川保君） それはいいわ。とにかく全部ね。町立病院から教育委員会全部含めて、それが423ですね。

総務課長（白崎浩司君） そうです。

委員長（吉田和子君） はい、及川委員。

委員（及川保君） これ全会計で今、職員削減の取り組みをしますということで20ページの第3節人件費を抑制します、この中に平成14年の4月1日現在の10%って先ほども説明あるんだけど。これもうすでに16年度入ってますよね。なぜ15年度の10%と違ってならないのか。この辺をまず一つ。細かいけども。

委員長（吉田和子君） はい、吉田室長。

行政改革推進室長（吉田稔君） 行革の方で第4次行政改革というのが14年度の4月から始まっているわけです。それを元にして行革の方でも10%と言ってますので、それに基づいたものがここで表現されているということです。

委員長（吉田和子君） はい、及川委員。

委員（及川保君） はい、わかりました。けど、私これどうも先ほど来人件費の部分で何かこう甘いなというふうにしかなんて捉えられないんですよね。今、全会計と言ってますけども、今後いろいろなことが考えられると思うんですね。例えば、寿幸園の民間委託、これは今するかしないかというのはこれからだと思っただけでもね。そういった時に先ほど来話があるように、そこに働いている方々、職員の皆さんが本町に帰ってくる。これは当然そうせざるを得ないと思う。しなきゃいけないと思うんですけどもね。このことは結局は一所懸命ここまで政策をやってきた、改革の案を作ってこれからやっていくんですけども、本当にこれが改革というふうになっていくのかなというふうにしかなんて捉えられないんですよね。1点、一つ大きな項目でちょっと伺いたいですけども。ちょっとごめんなさい、後にします。すみません。

委員長（吉田和子君） 玉井委員。

委員（玉井昭一君） ここに現年度職員数は書いてあるんだけど、臨時職員、嘱託職員は何人いるんですか。まず、それ一点。

委員長（吉田和子君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 16年度4月1日現在、嘱託職員数72名、臨時職員81名ですね。

委員長（吉田和子君） 玉井委員。

委員（玉井昭一君） それでわかりました。それともう一つですね、さっき委員長も言ってま

したが白老町の職員数が基本的に人口の割には多いだろうと、こういうふうに言われている巷で。それが善し悪し別にしてください。その原因となるものが、大まかでいいです、こういうことから多いんだろうという見解ですね、この辺をちょっとお伺いしたいんですが。

委員長（吉田和子君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 職員数が今のご質問の中にありましたけど、人口の割に多いだろうという話があると。まず一般論で申し上げます。他市町村と職員数の比較というのは数字的には比較出来ます。ただその中身が、業務の中身を分析しませんと単純に人口だとか産業構造だとか、それだけの違いが当然ありますので単純に人口だけで比較して職員が多いだの低いだのという判断は出来ないというふうに思ってます。それで、基本的に職員係の方でも出してますけども定員管理、定員モデルがありますけども、それは人口区分、それから試算指標で、例えばですが、行政面積それから小売業の商店数、それから都市計画区域の面積、町村民税の義務者数、固定資産税の納税義務者数、それから直営のごみの収集量、社会福祉施設の数、それから産業別の人口形態、こういう試算指標があるんですけども、こういうことで出したのを定員モデルというのは一般行政部門だけなんです、比較しているのは。特別行政部門、教育だとか消防だとか、それから公営企業の会計、これを除きますけども。それでいきますと15年で出したのがですね、試算としては206なんです、定員モデルの職員数。一般行政部門でね。で、2、3年前までは6人だとか9人だとか全部オーバーしてたんですが、15年度では今は超過数0なんです。定員モデルで出ている数字で比較すると。だから、決して多いと言いますかね、そういうことには。モデルと計算すると多いという判断にはならないのかなというふうに思ってます。

委員長（吉田和子君） 玉井委員。

委員（玉井昭一君） 今はというのは平成16年現在という意味ですか。

総務課長（白崎浩司君） はい、そうです。

委員（玉井昭一君） 平成16年度で339名ですけども、職員数が。で、職員数のモデルが206名ですよと、これは平成15年でしょ。16年はそうしたら339名だということですか。全部だと言う意味は。

総務課長（白崎浩司君） 先ほど言ったとおり、こちらの方の339名は全会計の全職員です。それで、先ほど私が答えたのは定員モデルというのは一般行政部門だけの比較しか出てないんです。だから、先ほど言った教育部門だとか消防部門だとか公営企業会計の部門の職員数は除いた一般行政部門での比較しか出ていないものですから、そこで言えばということです。

委員長（吉田和子君） 玉井委員。

委員（玉井昭一君） わかりました。そうすると平成15年度は206名ということは、その業務を抜かすと206名だよと、0という意味は。そういう意味ですね。そういうふうに取りばいいんですね。今、言っている部門を抜けば206人が、その職に就いている職員数のモデルと同じなんですよという意味ですね。それが平成15年。そうすると、それに携わっているその他の133名については今、言ったことに携わっていると。差し引いた分。そういう意味なんですね。なるほど、わかりました。また、もう一度聞きます。

委員長（吉田和子君） はい、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） 多いか少ないかと町の人が勝手に、私の耳にも入りますけども。というのはやっかみもかなりあるんだと思うんだけど。いらぬ人数をどんどん採用して多くなったのではないことだけは確かだね。ただ町民が見た時に、何だか仕事しないで時間中でれっと何もしないでお茶を飲んでた、だから多いんだとかね。そういうことに理由を付けてどんどん話が発展しちゃうわけだけども。やはり問題は、その職員がどれだけの仕事をやって、町民にどれだけ認められてね、役場が一所懸命やっているのかどうなのかという、その辺の判断というのが一番大事なことなんだろうというふうには思うんですよね。そう思われているか、思われていないかというね。みんな一所懸命やって認められて、それで町が動いてあるのであれば、少し若干金が高かったって、金がかかっても採用するものは採用しておかなきゃならないし。やっぱりそうやっていかなきゃならないという問題は一つあるんだと思うふうには思うんですが。私、ずっと説明を聞いていてね、やっぱり不安に思うのはこうやって金が詰まってきたからあれもこれも原則的にここへこう戻していきますと。横だし、上乘せは一切やりません。受益者負担だから利用する人は金を全部取ります。保育料ももう上げるしかありません。これをやるのであれば、町民のサービスがどんどん、どんどん行政サービスが減っていくわけですよ。じゃあ今、ここの役場でどれだけの行政サービスを確保しようとしているのかというのが姿が見えないで、全部削っていきますという形しか見えてこない。だとすればやっぱり、これは町民の不信がますます大きくなるだろうなという気はします。ですからね、何が足りないのかと言ったときに、町独自の政策というのがね、金は大変なんだけども、これをまちづくりの中心にしてそこにどんと金をかけながら、あとは我慢してもらって我慢する、全部削りますというのであればね、みんな納得するんだと思う。ここの町が進むべき一番独自の政策というのが見えてないというのが一番やっぱり難点かなというふうには思うんですよね。だから、どこに金かける気なんだと。ここまで行ったら全部引っ込んでサービスがすごく悪くなるなという感じしかしない。ということから言うとな、この改革案を作るのに、例えばさっきから話出ている町立病院が古くなってきた、さあ、どうするのかと。寿幸園は今すぐ、もう10年前から問題になってたよと。それから学校も統廃合してなんか今、建てなきゃならないというね、そういう事態だよと。消防署も役場ももう危険建物の一歩手前だよと。こういうようなすごいいろんな課題を背負ってますね。そんな中で港も作りますよと。で、港は5千億用意はしているけれども、だけでも交付税の交付率から言うところんなものでもう済まないということがはっきり見えているわけでしょ。そこは違っているのかどうなのか、あとでまた教えてください。ということから言うと本当に今、そういう必要最小限のものをどんと取り入れながら、この改革をどう進めて行くかというところが見えなければ、ただ削っていきますよでは、はい、そうですかとは。だから、そういうものが見えないものだから人件費削ればいい、削ればいいというところに話が進んでしまうというね。そういうことにならないかと。だから、何か基本が抜けてないかという気がするんだけど、その辺りいかがですか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） こういう今までも含めての財政健全化、何のためにやるのかと、そう

いう部分の話だと思うんですけども。平成10年度に実は策定した一番最初の財政健全化計画というのが、町としての斎藤委員おっしゃるような政策的な財源を安定的に、継続的に確保すると、そういう観点からはっきり当時は謳ってました。ただ、現実にはその当時作った計画が時を経つつつれて、町税も落ち込んでくる、交付税も落ち込んでくると、そういう部分の中でなかなか計画どおり行かないという部分の対策としてですね、先ほどご説明したような投資的な経費は縮めますよと。そして、いろんな事務事業の見直ししてですね、現実には今も医療費なんかも含めても単独の施策というのが、福祉もご存じだと思うんですけども、まだ残ってきていると、そういう部分だと思うんですよ。ですからビジョン的な部分として、飴谷町長の、じゃあこれを行うことによって何を残して何を縮めるのか、それはここの中ではっきり謳っていませんから見えないという部分は確かににおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう部分でそういうようなものをはっきり出さなければ、やはりなかなか理解を得られないだろうと。そういう今、ご意見ですから、私も理解出来る部分あるのでこれらは最終的な決定の中です、具体的なものをどこまでという部分はちょっとわかりませんが、基本的な考え方というのはやはり最初の財政健全化に取り組んだ政策的な財源も含めてですね、いかに継続的に安定的に確保していくと、そのために見直すものは見直していくんだと。その手法として、ここではっきり出ているのは横だしとか国の基準に沿ってですね、やはり見直し出来るものは見直して行きたいということから、そういう政策的なものが一切無くなるのではないかとちょっと誤解される部分もあるようなので、その部分はちょっと内部で再度議論をしてみたいと思います。

それとあと町立病院とか寿幸園の、それらの財源はどうするんだという部分はですね、実は第5章の42ページのところに一応ちょっと掲げてますので、明日の審議事項かと思えますけど、一応関連してちょっと説明させていただきますけども。42ページですね、第2節の町政運営のガイドラインですね。この ですね。収支均衡を著しく超えることとなる事業は原則実施しないと。ただ、公共施設の更新だとか、緊急を要する行政需要の対応、やむを得ない状況が発生した場合にあっては、それに要する財源措置を担保し、実施すると。これは抽象的でわからないという部分あると思うんですけども、当然そういう事業をやらなきゃならないものは今後出てくると予想されます。そういう部分についてはですね、財源をじゃあどうやって確保するんだと。例えば、学校の建て替えしなきゃならないとすれば、当面の資金というのはかなり補助金と起債で対応出来るんですけども、その後の町債の償還財源が確保出来ないということですから、その分を財源どう生みたすのか。これは町民の皆さんに提示しながらですね、場合によっては新税の問題だとか、そういうことも含めてさらに考えていかなきゃならないだろうと。やはり問題は最終的にそういう財源をどう生みたすかというのを結びついて行きますので。これはちょっと非常に抽象的ですけど、わかりやすくすればですね、別に税にこだわらなくてもいいんですけどね。別な形で財源確保出来ればいいですけども、そういうことはやはり当然やらなきゃならないものは、やらなきゃならないだろうということも含めてですね、ちょっと一部あとの方で書いております。

委員長（吉田和子君） はい、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） そこまではわかりました。ただ、私が心配するのは新しく企画されるも

のについてオーバーするものを、これは無理にして入れないというのはわかるんだけど、今、考えてすぐにやらなければならないとわかっているものが形を変えて入ってきた時に、それに対応するためにせっかく作った企画が、計画がご破算になってもう一回初めから考え直さなきゃならないような状況になるんだったら、それほどの課題というのが今たくさん残っているはずですのでね。その辺は十分わかるようにしていただきたいなということなんです。

それであと、24ページの職員給与の問題についてちょっと一つだけ。特勤手当って何ですか。一部の人がもらっているものですか。それとも、みんながもらっているものですか。私たちが特勤手当ってもらったのは、残業手当としてもらった特勤手当というのがあったものですか。この特勤手当って何ですか。

委員長（吉田和子君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 特殊勤務手当。24ページにも書いてますけども、ここに書いてあるとおり、危険だとか不快だとか不健康、困難な業務と。給料上に反映されていないものについては特殊勤務手当ということで手当を支給していると。で、これはご存じのとおり特殊勤務手当支給条例というのがありまして、この中で主なものを言いますと、今現在あるのは税務手当とか徴収手当、先ほども言いました夜間特殊業務手当、老人特別養護手当、それから消防業務手当、火災出動手当、それから保育業務手当とか、こういうものがあって27項目あるんですよ。それで、ここで言われている部分の、先ほど言いましたけども特殊勤務手当で金額的には年間500万というお話の中は、この中で普通会計で行っている部分の保育業務手当、これを全面廃止ということで約500万ということで押さえてます。もう少しちょっと追加させていただきますと、他会計に関わるもの、病院に関わるもの、あるいは特別養護老人ホームに関わるもの、そういうものも先ほど言いました特殊勤務手当の中に入ってます。今、組合に提示しているのはですね、そういうことの全面見直しということで全部の項目について、全廃ということではなくてです、定率制を定額制にするだとか、それから全廃も入りますけども見直しをとということで組合には提示はしてます。

委員（斎藤征信君） 保育士の500万を削るといっているのは何ですか。

総務課長（白崎浩司君） 保育業務手当で今現在ですね、所長については給料の100分の5が手当として支給されていると。それから所長以外は100分の4%支給されていると。それについては廃止という方向で組合の方には提示してます。

委員長（吉田和子君） はい、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） それでね、今のところはだいたいわかったんですけども。管理職の給与が削減がされた、特別職、議員もカットし。一般職の給与の削減なんですけども、これは働く者の立場から言うと、生活給というものがカットされていくというのは大変なことですよ。ここに手をつけるというのは本当によくよくのことだろうと思います。で、実際に働く意欲だとかということから言えば、俺達が一所懸命働いてもらった給料を差し出すということは、何のために差し出すかということが、目的がはっきりしていなかったら、ただ金が足りないから戻しなさいでは納得出来ませんよ。ですから、ここを読んでいるだけでは全体の予算枠が足りなくなっ

たから、だからあなた方の給料も減らしますと。こういう理屈というのはやっぱり成立しないんだらうと。それやると、ああそうか、そうしたら俺はその分だけ働かなくてもいいんだということになってしまいますのでね。これは大変なことだと思っんですよ。ですから、本当にこれを読んでいて一般職員の長年かかって上がってきたそれを出してくれということは、削減しますということはまちづくりの中の何に使うかということをもっとはっきりさせなきゃならないんじゃないかと。よし、そのためには俺達も協力しようじゃないかということがあって初めて削減というのは可能なんじゃないかという気がするんですけどね。そういうものの考え方ではどうなんでしょう、いけないんでしょうか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 財源不足の全体的な見通しというのは午前中説明して大枠は理解していただいたのかなと思っんですけれども。だから、今回の組み立てというのは、何を残すから何を削るとかという相関関係はちょっとはっきりさせないというところあります。というのはあまりにもですね、これが例えば今年の予算組むのに5千万足りないから、じゃあ一時的に1年間だけお願いしますと。他の自治体もみんな今、職員給与の削減結構取り組んでますけれども、どちらかと言うとそういうやり方なんですよね。ただ、それを単年度限りでやったにしても今の情勢では他の自治体も含めても先行き不透明で、やっぱりある程度何年間か続けなきゃならないと。そういうことからですね、今回の組み立てというのは4年間なら4年間見通した中でのですね、やはり4年間集中的にやると。これをやったから、じゃあ5年目すぐ戻せますということになるかならないかというのは、実際ちょっとわからない部分ありますけれども、この分でこれだとかにはあまりにも額が大き過ぎると。そういう部分の中でやはり経常的な町民に関わる事務事業も見直すし、職員の給与についてもある程度一部負担していただくと。ある意味ではいろいろな議員さん方にもお願いしている部分もありますし。だから、いろいろなものの対策の中で組み立てると。確かにそういう意欲という部分では、この分はどこに行ったんだというのがわかるというのは、確かに望ましいと思っんですけれども。例えば藪にらみすれば、金無い中で1億円を毎年特別会計、企業会計に支援しますという組み立てになっているんですよ。だったら職員の給与が特別会計の赤字に回すのかという主張も出てきます。ただ別に、我々はそういうことで位置づけているわけではなくて、トータルとしての20億の財源不足をいかに乗り切るかの。そういうふうにはこの分はこの分、この分はこの分と町民の方にも説明出来れば一番いいんですけども、現実には額があまりに多すぎてですね。逆に提案としてですね、職員給与を、ここを見直すのはやめてこちらでやったらいいんでないかと、そういう部分の提案がもしただけのらしたらね、それはそれで我々としても今後理事者と併せて検討出来るかなと。確かに組み立てとして説明不足の部分あるかもしれません。あるかもしれませんけれども、この額の大きさに我々としてもやはりいろいろな考えられる分野を町民の方にも理解していただくということになれば、やっぱり職員の負担という部分も見なきゃならないでしょうし、そういうことからとりあえず組み立てして、皆さんの今、意見をいただいているということなんですけども。

委員長（吉田和子君） 吉田委員。

副委員長（吉田正利君） 特別会計の中の工業団地について質問させていただきます。ページ数でいきますと29ページ。第7節の(2)の工業団地会計の推計方法の中でエの説明がございます。工業団地の分譲予定というのは、要するに進出企業あるいは誘致活動に対する基本的なベースになるわけですが、1,500万ということなんですが、ご存じのようにこれは投資予算でざっと見ると試算で10億残っているわけですね。そうしますと、これを勘定すると、簡単にいきますと60数年かかるわけですよ。この計算でいきますと、これを今、承認しますと4年間で7,500万、例えば20年まで。今年の特別会計予算見ますと約2千万見ているわけです。何で2千万が1,500万になるのかというのが一つなんです。それともう一つ。投資効果という意味と、それから経済とか雇用の活性化の問題を見た時に、やはり私、前もお願いしたんですけども、ともかく企業誘致を図ってばんばん土地を売らなければいかんだろうと。で、これを見ますと売っても売らなくてもいいんじゃないかという企画じゃないかと。何で1,500万だと。10数年前に開発して17億もかけたところに、また66年かけて売ることか。こういうふうな考え方は非常に問題あると思うの。私は少なくとも1億ぐらい10年ぐらいで償却するような方法を取っていかないとね。だから結局ね、課長ごめんなさい、前に産業に居りましたからわかっていると思うんですけども、そういうふうな意味で企業誘致活動とか、要するに活性化の問題を表に言うけれども、現実的にはみんなばらばら事件じゃないのかと。何でこうなるんでしょうか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 現状のまま推移した場合の収支見通しというのがありますね。これは全部そうですけども、今後の見通しについては直接的な事務財政でやっているわけではないので、それぞれの担当課にいろいろ試算をしていただいているというのが率直な見通しであります。そういう部分で予算のほうは2千万なのに、こっちは1,500万。確かにちょっと話が合わない部分についてはですね、それはそれで当然見直しかけなきゃならないのかなというふうに思いますが、あと、じゃあそれにいくら上積みするかという対策の部分ですね、確かに目標として数字を、例えば毎年2億ずつ入れて5年間で解消しますと、計画の作り方としては確かに数字としてはいい形になるけれども、じゃあ現実に売る裏づけとなると16年度は町内の食肉加工業者さんが買っただけということで、そういう部分はカウント出来ると思うんですけども、それ以後については数字を書いても、期待値と言うんですかね、町の意欲だけではやっぱり現実には上がっていかない部分があるので、そういう部分ではそのまま対策額の方を入れられなかったという実情です。ただ、吉田副委員長おっしゃるように、やっぱり目標として掲げるんだからちゃんと上積みする分をはっきり明示しなさいというのも一つのご意見ですので、この辺は担当課との調整の中でですね、そのまま対策額上積みにならなかったということになってますけども、最終的な決定に向かってはちょっとそういうご意見も含めてですね、あくまでも期待の目標値ですけれども上積み出来ないのかどうか、一応検討してみたいと思います。

委員長（吉田和子君） はい、吉田委員。

副委員長（吉田正利君） 辻課長、これはぜひ一つ、もう少し真剣に捉えていただきたいと担

当課に。もし、担当課長呼んだら私、直に質問します。このような企画を持ってくる事態がおかしいですよ、第一。町長は企業誘致を活性化しますと言いながらね、部署じゃ1,500万。そんな馬鹿な話ありますか。こんな企画をお互いにいいわいいわとやるからおかしくなるんですよ。ぜひ一つ、これは思いっきり仕事に入れてやってもらいたいと思います。

委員長（吉田和子君）　そういうことでよろしくお願ひいたします。はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君）　吉田副委員長が口火切ってもらいましたので、私もちょっと苦言になるかもしれませんが。第1章第4節、ページ数は3ページですよ。これは関連あるので、第4節の立て直しのための基本方針に1、2、3と打っていて、本題に入りますけれども26ページです。先ほどから人勸の問題でいろいろ言ってますけれども、ここに役割分担指針というのを作成しというふうに明文化されてますよね。これはね、僕が考えると今まで言った話の中身というのは全部ここに集約されるのかなと思うんですよ。行革の考え方も出るだろうし、当然施策もこの中に入ってくるだろうし。そうしないと、先ほどから言っている人事管理の問題もここに行き着くんだと思うんですよ。だから、先ほど言った企業誘致の問題についてもですよ、これをずっと持って行くと専門的業務だとかそういうのに、企画的運営業務だとかそういうところにも当たると思うんですよ、民間委託として。そうであれば何も産業経済課長がね、自ら動く必要はないと。これだけノウハウを持った人に任すということだって考えられるわけですよ。そうすると人件費というコストがここで生きてくると。そういう発想が無ければ、僕はやっぱり財政も大きななたは振れないと思うんですよ。これは病院の問題も寿幸園の問題も当然この中に入ってくると思います。ですから、この役割分担指針というのを早急にやっぱり作るべきだと思います。行革と財政課と総務と、それから町長部局ですよ、本当の理事者ですよ。これをきちんと出した中で、この財政プログラムの位置づけがどうなんだということを、きちんとやっぱり出した方が町民の皆さんもわかりいいんじゃないかなと思うんです。いいこと全部書いてあるんです。だけど繋がりが無い。今、吉田副委員長言ったように繋がりが無い。担当部局がこう言っている、だけど考え方違うだろうと。これはやっぱり言われますよ。だから、きちんとしたものを出してやっぱり、これに基づいてこうなんだということをやっておかないと僕は駄目だと思いますよ。その辺どう思いますか。

委員長（吉田和子君）　はい、吉田室長。

行政改革推進室長（吉田稔君）　役割分担指針については内部の中で去年の10月の状態で内部には撒いてございます。これと平行したわけじゃないんですけど、役割分担という項目は行革の中にもありまして、それらのもので進めてきてます。それと確かにこれがイコールになれば一番いいのかもわからないんですけど、ただ、今の出しているのも内部的なもので案ということで内部の検討を進めてますし、プログラム自身もまだ案の状態ですのでその辺を見直しながらなんですけど、今、いろんな意味合いでそういう計画のものというものをですね、例えば睨みながら攻めていかなきゃ駄目だとは思っております。そんなことで進めてないということではないので、それはそれで見ながら進めているということでご理解いただきたいと思います。

委員長（吉田和子君）　はい、熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） もう一回押します。行政評価、あれについては事業に対してコストがどうであって、町民に対してどんなふうにあったかというところの分析のプログラムだったですよ。あれは非常にいいんですよ。だから、それを発展させたのがこの役割分担指針だと思うんだよ、僕はね。だからね、せっかくだいいノウハウがあるんだから、そこからやっぱり脱却しないと。そうしないと今まで委員さんが言っている話を通らないですよ。何か悶々として終わっちゃう。「ああ、出されました」、「はい、そうですか」、「じゃあ、頑張ってください」で終わっちゃったら駄目ですよ、やっぱりこれ。たった4年ですけど、これは10年先のことを考えてやらないと。だから、何とか早くこれを作ってほしいと。そして、盛り込んでほしいと。

委員長（吉田和子君） はい、吉田室長。

行政改革推進室長（吉田稔君） 先日、この改革プログラムの推進をどうすべきかということで内部的にそれらも検討してます。その中でこの改革プログラムの推進の意味も含めてですね、それぞれの担当の中で分担するような形で原案的に盛って、まだこれは課長会議と言うより行革推進会議にもまだかけてはいません。ただ、基本的な考え方でこれらのものをプログラム推進するにあたって、両助役を頭にそれぞれの担当割の中で今、熊谷委員さんが言われた役割分担も含めてですね、これらの項目に入っているものについて網羅出来るような形で分担した中でスムーズに進める方法として検討しておりますので、それも含めてご理解いただきたいと思います。

委員長（吉田和子君） はい、岡村主幹。

行政改革推進室主幹（岡村幸男君） 今、室長の方から説明ありましたけども、昨年10月にある程度指針の案というのを取りまとめてございまして、その考え方というのは今、熊谷委員の方からお話があった、やはり行政の守備範囲がどこまでなんだという、こういう考え方なんです。それで、行政の守備範囲をきちんと判断していく基準を作っていきましょうというのがこの役割の分担の考え方です。それともう一つは、そうなってくると受益者負担というものがどういう形であるべきなのかということももう一つ出てきます。それから、もう一つは補助金のあり方も出てきます。それから、行政の守備範囲であったとしても民間に委ねることの方が効果、効率的なものについては民間委託ということの手法をもって進めましょうと。こういう見直しを、その見直しの基本になる指針というものを今、作成している最中でありまして、昨年中にその案は叩き台としては出来上がってございまして、今、室長がお話した最終的な案を取った形でまとめるのを今年度中に行って、全事務事業の見直しをこの中で行っていきたいということがございます。これは実は行政評価の方と非常に関連がございまして、行政評価の方はこれまで政策評価もしくは施策評価という段階で、特に臨時事業についてその行政評価を行ってきているわけですけども、この行政評価の中にこの役割分担指針の考え方をきちんと入れないと、すべての事務事業が本来行政でやるべきかどうかという視点を持たないという意味なんですけども、そういう見直しをこの行政評価の中に入れていくべきだろうという、そういう考え方を持ってございまして、それで、プロジェクトを立上げるということでお話しましたけども、この部分については企画課がその所管となって役割分担の検討を進めると。で、行政評価との連携も視野に入れて検討するという考え方で16年度を進めるということしております。補足して説明させていただきました。

委員長（吉田和子君） はい、玉井委員。

委員（玉井昭一君） 先ほど肝心なことを聞いたのが全然違う方向に行ったんですけども。職員数の関係で最初に聞いたのは、白老町が職員数が多い要因となるものは何かということを書いて、数字聞いただけで終わっちゃったんですけども。そこら辺がですね、私が思っているのはもちろん他の町村よりも産業が多いというふうに私は把握しているんだけど、その辺、詳しくはいいです、大まかでいいんですけど、これも理事者に聞くべきなのかもしれないけども。例えば町民は、仮に大野町の人口が約3万人だと、だけど職員数は180人しかいないとかというのを聞いているわけですよ。町民もみんな聞いている。なぜなんだと。こういうふうに皆さん言うんですよ、異口同音に。私らが個人の家に行くと。おかしいでしょうと。いや、だけどセメントと農家しかないんだと、こう言っている私もね。だから、産業が2つか3つかしかないと、漁業もあるからね、3つしかないんだと。白老にはいっぱいあるんだと、こう言っても町民はピンと来ないという面があるのさ。だからその辺がしっかりした、こうこう、こういうことで、こうなんだよというような言い方をしたいわけよ、私らも。その辺の把握。だから、決して僕は職員が多いって言っているんじゃないんだよ。多い要因はここなんだということがわかれば町民が納得すると、この辺なんですよ。これを簡潔に言えないと、白老町は何でこんなに職員多いんだと、おかしいだろうってみんな言うんですよ。で、24億給与あるんだと、こうなったらさ……。僕はみんなに言っているけども、だけど役所としてはどういうふうに把握してぱと言えるのか、この辺の問題、まずね。それは大まかでいいんだよ。要するに根源を聞いているわけでないんだから。私だって削減すれと言ったってね、さっきの公務員法でないけど、公務員首切れないこともわかってるし、それはそれでいいんだけど。

それともう一つね、先ほどこれは理事者に言うべきかということかもしれないけど、皆さん管理職だからね。私はね、皆さんがこの行革にあたって、例えば職員の給与を削減すれば何千万削減だよとかね、そういうのわかるんですよ、わかるんだけどね、即やると言ったらそれしかないかもしれない。で、前に私が労組の委員長とも話した時に、2年ぐらい前にね、9月頃かな。話した時に、委員長がいや、もうここまで財政が逼迫してれば私たちの給料が1割ぐらいまでは削減されても仕方ないと思っていますと、こういう言葉を聞いたことがあるんですよ。それはありがたいことですよ。ありがたいことだけど、私の意見は違うんですよ。給与をカットすることも、それは最悪の場合必要なのかもしれない。しかし、私はこの町に産業がいっぱいある、今、言っていたように。だから、もっと産業革命をして。18歳の高校を終わったら230人も、成人式に230人いるわけだから18歳もそんなに変わらない、卒業したての若い者がいっぱいいるわけですよ。その若者が、今、少なくなっているかもしれないけども、その人たちが全部よそへ行く、全部ではないけども少なくとも8割程度よそへ行っちゃうね。それは白老町に仕事がないからですね。これは根本なんだ。だけど今、1次産業、2次産業までだいたい白老町は出来ている。3次産業、4次産業はない。その3次産業、4次産業をこうやったらいいんでないかという、ここら辺の根源なんですよ、問題は。これを増えることによって税金が多くなると。あるいは既存の、もちろん日本製紙もしかり、これは一番税金多いわけだから、ここを逆に既存の企業

を応援して、そして産業発展に繋がっていけば、例えば何千万という税収になっていく。今まで大昭和の最盛期には8割税金納めたということがあったわけですよ。これ事実だったでしょ。嘘じゃなかったと思うんだ、僕が聞いているに。そして、旭化成が1割で町民が1割だったと。こういう既成事実があるわけですよ。だから、逆に言うと町民の税金が少なくて済んだんでないかと、他町村より。僕はそう思っている。だから、こういうことのを考えをもっと、これは産業課で出すべきか、どこで出すべきかはわからんけども、どこの課に限らず、さっき熊谷委員が言ったようにみんなで考えてさ、町長部局も議会も町民もみんなが一緒くたになって考えて、税収をどうあるべきか、これが僕は一番の根源だと思う。僕らの会社の職員だって同じなんです。給与は下げられて、一所懸命やれよって言ったってするわけないんだよ、基本的にだよ。いやいや、他の職員はわからん、僕は。わからんけども、うちの職員なら少なくともしない、給料下げられたら。おい、ちょっと今日、晩飯でも食べやと言ったら一所懸命やるんですよ。そして、何時までこれ終わったらやめてもいいぞと言ったら1時間早いんですよ。これが人間の常なんです、基本的にね。僕はこの辺をもっと重点的に進めるべきでないかと思うんですけど、いかがでしょうか。この2点。

委員長（吉田和子君） はい、白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 職員の多いと思われる要因ということなんですが、今、ちょっと手元です、私が分析した結果と言いますかね、そういうものをちょっと持ち合わせておりませんけども。ただ、今、ご質問の中にもありましたけども、やはり産業形態、それは港湾も含んでですね。おのおのの産業形態がそれなりに自立、自活していると言いますかね。観光も、それから1次産業も2次産業も3次産業もですね、それぞれに自立している。で、そういう中ではやはり行政としてもそれなりに対応していかないと駄目だということでの職員の増、これはご指摘のとおりあると思います。もう一つ、福祉の部門ですね、そういうところもあるのかと。ただ、極端に他市町村との当然、今の事例として大野町出ましたけども、この分野がこういうことで何人も多いよというような形での数字は今現在ちょっと持ち合わせてませんけども、やはり今ご指摘のあった質問の中でも言われましたけども、そういう産業形態の中での人員増というのは当然あるのかなというふうに押さえています。今現在、ちょっと手元ではその程度でございます。

委員長（吉田和子君） はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 財源の確保の部分での税収増の質問ですけれども、一応5ページのところに考え方として1点だけちょっと謳ってますけども。5ページの6番、行財政基盤を確立するための財源の確保という部分の4行目に、地域経済の活性化により、税収源の拡大を図ると。これは基本的な考え方として実はこの中に入れてます。最初の叩き台では、そういう経済の活性化とか産業振興の部分、この財政改革の中に入れるのはどうかという議論はあったんですけども、ここは町長の思いでして、町長としてやはりまずこれが大事じゃないかと、これをやはり積極的に取り組むべきだと。具体的な何をどうするというのはですね、これは総合計画だとか個々の産業の方の話になりますので、この改革プログラムの中ではこれだけの表現ですけども、そういう考え方は入れさせていただいております。一応、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

委員長（吉田和子君） 他にございませんか。西田委員。

委員（西田祐子君） 今回のこれもそうなんですけど、前回の財政プログラムも見ててですね、前回の時も初めの時はうまくいっているかどうかよくわからなかったんですけども、前回のと比べたら随分今回は中身も濃いし、その分ははっきりと何て言うんですか、限界みたいなものもはっきりあちこち、言い出せば1ページぐらいずつ次から次と言いたくなるだけね、はっきりいいところと悪いところを限界を感じるのところも担当されている課長方はもちろん非常に感じていらっしゃると思うんです。その中で先ほど熊谷委員おっしゃってたんですけれども、やはり例えば今、こちらに3人の課長さんいらっしゃいますけど、一体誰がこの財政改革プログラムの主導権を握っていて、課長さん方が一体どこまでこれに対してどのような考え方でやっているのかという、そういう何て言うか大きなところがですね、限界のところまで来ていると言ったら変な言い方なんですけど、役場の考え方と言うか、役所の人間の人たちが出来る範囲という部分が約束事ってありますよね、職員の人たちのルールと言うか、そういうもののところの限界が私は感じたんですよね。そうじゃなくて、やはり先ほど助役を中心にこれをやってらっしゃると言っていたんですけども、その辺のこれを作っていく中で本来であればもっと踏み込んでもいいなって、踏み込みたいなという部分がちょっとそこで止まっているような感じのところがあるのか所もあるのでね。その辺をやってほしいなというのがあります。正直言って、細かいところ言ったら、先ほどもちょっと辻課長言ってましたけども、町長がこの5ページのところですか、税収源の拡大を図るほか町税等の収納率の向上というのが一番の基本だと思うんですけど、その辺がこの中に全然ね。ただ、あれを削ります、これを削ります、これをします、あれをしますって、今までの決められた規定の中でしかこうやって数字が上がってこない。そうじゃなくて、もっと根本的なところから違う発想で、まず反対側から考えてみようよとかね、全体枠で考えてみようよというね、そういうものがもう求められているんじゃないかと思ったんですけども。どうでしょう。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） ちょっと全体的な話させていただきますけれども。これまで財政の健全化の計画、指針はこれ以前には2回作ってます。そういう部分はどちらかと言うと財政課とか行革、職員数の部分ですね。今回は本給まで踏み込んでいるのであれですけども、従来の職員数の管理の部分とかは、ここにいる総務課、行革推進室、財政課、そこが中心となって、かなりの部分を今まで作ってきたという部分あります。ただ、今回の部分につきましては単純にそれだけの課ではない部分としてですね、収納率の向上というのは税務課をはじめ、他の課にかかってくる部分あります。だから、そういう部分においては、かなり役場全体の取り組みとして今回は作って実施しなきゃならないと。ただ、作る過程の中では特別会計・企業会計の部分はそれぞれの課に検討していただき、ヒヤリング等を行っておりますけれども、逆に今回のやつはどちらかと言うと目標に向かって実行しようやということでの、目標としての数字、金額という部分があるものですから、これから、この目標額、全体の不足額に対するそれぞれの目標額に対して各担当課がですね、これをどう具体的な対策で決めていくかとそういう部分があります。そういう部分ではかなり広範な各課の全体的な推進体制でやっていかなきゃならないと。そういう部分として

計画作る過程の中で十分な議論がどこまでという部分では多少不足している部分、特に給与の削減までというのが入っているものですから、これが事前にやはり外部に出てしまうとちょっといろいろな誤解を招く部分があるので、かなり関係者の中で進めたという部分はあるんですけども。もう今はオープンにして逆に意見を聞くという段階では、役場の中で逆に本当は案を作る前に意見を聞ければ良かったんですけど、ちょっと内容的にそうはいかない部分があるものですから、今、各部署に意見も出てくるし、対策も検討していただいていると。そういうことで今、進めます。特に、その進める部分が一番これから大事じゃないかということで、先ほど行革室長からお話ありましたように、当然、理事者のリーダーシップという中でこれを進めて行かなきゃならないものですから、助役以下の推進体制、行革との体制との統合の中で今、進めて、特に重点的な項目、役割分担については企画課であり、使用料・手数料の見直し、具体的に17年度に向かってはこれは財政課でやるとかですですね。それぞれ担当決めてですね、今、この実行計画、吉田委員からもご指摘あったように本来は案の段階で実行計画が出来なきゃならないんですけども、まず、目標を定めてその実行計画を盛んに今、検討していると、そういうことで全体的に役場全体をあげて進めているということでご理解いただきたいんですけど。

委員長（吉田和子君） はい、西田委員。

委員（西田祐子君） はい。ありがとうございます。これはこれでプログラムとしては家計簿を切り詰めるように頑張ってるので内容としてはいいと思うんです。ただ、先ほどからも話が出てますようにやはり事業費が削られてますよね。やはりこれで町というのはどんどん、どんどん節約ムードだけで本当に元気が無くなってしまおうというかね。やっぱりその辺がこれに何も盛り込まれてないというのが反対に事業費が減らされていると辛いなと感じるんですけども。いかがでしょうか。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） そのこの部分は投資的経費とか、政策的な経費をどう見るかということだと思んですけども、基本的にすべて0ということではなくて、最低限かもしれませんけども12億3,800万ですか、一般財源ベースで2億5千万、その半分以上は起債を8億円借りてと、そういう組み立てであります。ですから、この中で出来るものは基本的に十分入っているんですけども、問題はさらにこの枠に収まらないでやらなきゃならないものの時どうするんだと。先ほど、学校の問題もありましたけど。それはその時点で、やはり財源問題をきちんと議会も含めて議論をしていただいでですね、やはり償還財源を確保しながら実施すると。決してこれ以上やらないということではありません。だから、財源をやはり担保しながらですね、それ以上のものはやらなきゃならないだろうと、そういうことですね。問題はお金を借りても返すお金のあてがない中で拡大だけは出来ないということの中でですね、一応組み立てていると。この15億のベースが確かに過去の20億、30億とかという事例に比べれば半減ということですけども、大方の施設がある程度出来てですね、道路もかなり舗装になってと、あと足りないもの。一番問題は更新しなきゃならない部分、施設の更新。そういう部分はどうかという部分では、施設の更新というのはかなりこの中では重点的にやらなきゃならないのかなと。ただ、新たなものは財

源についていろいろ町民の方、議会にも議論いただいてですね、組み立てていかなきゃならないのかなということだと思います。

委員長（吉田和子君） はい、西田委員。

委員（西田祐子君） 私も課長の考え方でよろしいんじゃないかなと思うんですけど。普通やはり我慢する時は、一体いつまで我慢すればいいのかなとか、何のために我慢するのかなってね。例えば、ハイビジョンテレビが欲しいと、そのためにみんなで節約しようよと。やはり町民もこういうものを欲しいと、そのために節約しようよと。やはり目標と言うかね、そういうものがあるとある程度こういうものはじゃあ自分たちが使用料、手数料払っても仕方ないのね、こういうところは自分たちで負担しても当たり前だよってというようなね、そういうメリハリと言うのかしら、そういうものがやはり目標に乗っけてもらえると非常に理解してもらえないんじゃないかなと。また、町民の人たちもそういうまちづくりに対しての役場の姿勢というものを理解してくれるんじゃないかなと思うんですけども。ぜひ、その辺反映していただければありがたいなと思うんですけど。難しいと思いますけど。以上です。

委員長（吉田和子君） 他にございませんか。私から1点よろしいでしょうか。今回ずっと勉強させていただいているんですけども、財政的に大変厳しいということで私はちょっとサービス量の見直しと上乘せ、先ほどから説明がありましたように上乘せ、横だしは原則として行わないという方向性で行くということなんですけども、3点お伺いしたいんです。1つは、これは当然だとは思いますが、縦割り行政ですから、各課ごとに今年は1千万削減するように頑張ってくださいと、例を挙げればね。そういうふうにしていきますよね。するとその課でサービスだとか横だし、上乘せの部分を削減をどうしたらいいかということを検討してるんでないかと。それを持ち寄ったものが一つのこういう形になって出てきているんじゃないかと思えますけども。そういった時に、さっき西田さんがおっしゃったように白老町全体として見た時に、絶対無くしてはならない、もしかしたら上乘せしてる部分、横だしの部分でもそういうものというのはあるような気がするんです。そういうものを一体誰がきちんと指揮を取って守っていくのか。その辺のことをちょっと伺いたいのが1点。

それからもう1点は、下水道料金の使用料の見直しと、それから保育料の国の基準に準じた段階的見直しというのがありますね。33ページが下水道料金の見直しと。35ページでは保育料の国の基準に準じた段階的見直しをしていくということで。そのすぐ上に枠を囲んで見直し検討の対象というのがありますね。この中で循環福祉バスとか、児童クラブの利用料だとか、多数の人を含む場合と、一部の特殊なもの見直しといろいろあると思うんですが、私はちょっと例を挙げて言わせていただきます。下水道使用料の見直し。これは白老町は下水料が高いというのが町民の声ですが、ただ工事的に横長ということが原因だということは私たちが説明します。ただ、合併浄化槽も使っていくということで、これからそういうふうに財政的には縮小しようという努力はされているんですが、一つ問題なのはずっと路線を引いていった時にそれを利用しない人がかなりの世帯にいるというふうに聞いているんですね。そういう努力をされているのかどうか。こないだテレビでやってたんですけど、水道を使えば使うほど、その水道料が安くなるんだと言

われたという、なんか相反していると。で、それは私はこの下水道にもかかってくると思うんです。使う人が増えれば増えるほど料金は安く設定出来るんだろうと。もしかしたら、上げなくて済むようには形にはならないのかと。そういう努力をされたのかどうなのかということが全然見えてこない。私、白老町の上乗せ、横だしのサービスというのは、これはもう何でももらえないんだよというのは町民納得すると思うんです。値上げということは別なんですね。それで、これはなぜこういうものを見直していくかと言ったら、受益者負担というのは平等の原則上、利用者に応分の負担を求めると。そして、平等性を見た時に、その下水道を引っ張ったから経費としてこうやってかかるんですと、じゃあその引いた分で、引かない人はじゃあどうなんですかということにならないかどうか。その辺、町民が不公平じゃないかってふうに反対になると思うんです。そういう努力をされたかどうかということと、それから合併浄化槽という話が出てきた時に、その路線を引っ張る前に本当はその浄化槽だけで済む所がたくさんあるんじゃないかというふうに思うんですね。ここに50件の家があった時に、線を引っ張った時に合併浄化槽で10件はやりますと、でも引っ張られても10件は付けませんというところもあるかもしれない。そういうふうになった時に合併浄化槽の方で進めていったらいいのかどうなのかという、そういう検討をされての値上げということなのかどうなのか。そういうことをきちんとやっていかないと、こういうサービスの削減のほかに、こういう手数料がぼんぼん上がってくると、町民の目が向いてくるのはさっき言った職員の人件費とか、そういうことにどんどん向いてくると思うんです。そういう納得の出来る、ただ、ここに見直しということで、こういうことを見直しますということの説明だけでは私はちょっと不十分ではないかなと。

保育料の国の基準に準じた段階的な見直し、白老町は2年遅れでやってましたと。じゃあ、なぜ急に2年戻さなきゃならないのかということの理由説明がないということだと思うんです。で、じゃあ法人化とか幼保一元化だとかという見直しをやったはずだと、検討したはずだと、そういうことが本当に不可能なのかどうなのか、無理なのかどうなのか。やっぱりあくまでも町でやっていかなきゃ駄目なのか、そのためにこれだけの値上げが必要だとかという、そういうきちんとした裏づけがなければ、現行の国の基準を下回った保育料ですから元に戻しますよって言って、今まで2年下がったことでずっとやってきてたわけですから、そういうことが納得出来ないんじゃないだろうかって私は思うんですね。その辺のことをきちんと説明出来るものがないと、私はこの値上げということに関してはかなり厳しいものがあると。前に、この枠の中に載っている学童保育の値上げもなかなかそういうものが納得出来なかったと。町民だって、すごい今考えてます。で、この児童クラブも、もしかして3年生以上見てももらえないなら、自分たちで何かやるのか。自分たちがお金出してでもやらなきゃいけないんじゃないかって、そういうお母さん方の声もすごく言われているんです。そういうことを含めて、町民というのは厳しいということは現状を捉えているんです。でも、なぜそうなるのかということのきちんとした説明がなければ納得しないと思うんです。だから、こういうふうにどんどん値上げしていくと、じゃあ払わない人はどうなのってことに絶対なってくると思うんです。5年経ったら不納欠損で落ちる人は誰なのということになってくると思うんです。そういう声ありますから。そういう人たちからなぜ取っ

てくれないのと。厳しくするってずっとね、徴収も全部厳しくするって書いてありますけども、今までも厳しくやってたはずですよ。でも伸びてないんですよ。それに今度、真面目に一所懸命、みんな楽をして払っている人はいないと思います。大変な中で払っている人たちに、またその不足分が、2年遅れだから2年戻しますよとか、下水道もこうですからこうですよではなくて、もっとみんなが平等に本当に負担を分かち合っているんだというものが現実的に見えてこなければ納得できないんじゃないかなというふうに思うんですけども。そういう点はどのように考えますでしょうか。はい、辻課長。

財政課長（辻昌秀君） まず、見直しするにしてもどういうサービスを残して、どういうサービスを見直すのかと、それを誰がどこでどう判断するのかと、そういう質問だったと思うんですけども。確かに、予算編成にあたってですね、編成時点での財源不足額というのは大よそを推計して各課に示して、厳しい状況を元に各課で再検討できるものは検討してもらおうという形の方法はやってありますけれども。ただ、各課ごとに、例えばどここの課は1千万とか、そういう割り当ては特にやっておりません。これは実際。ただ、全体として何ぼ見直ししなきゃならないかとそういうことでプロジェクトチームも作って、歳出削減のプロジェクトチーム、これは行革推進室に音頭取っていただきましてですね、去年やって7,200万ぐらい出てきたと。そういうのをやっています。それで最終的に、そういう予算要求の中での見直し項目というのが当然、歳出の要求の中で併せて出てきますから、何を見直しする、見直ししないは最終的には理事者、助役・町長に判断していただいておりますので、そういう部分では各担当課が案は作りますけども、最終的には理事者の判断の中で予算の案ということで議会に提案するというので、ここはそういうことをご理解いただきたいと思います。

あとちょっと下水道、保育料の部分でですね。ちょっと下水道は経験ある課長おりますので、今は業務違いますけども吉田室長の方に補足してもらおうことにしまして、保育料についてですね。これも確かに、これまでの説明の不足というものがあると思いますけれども、実は昔から2年遅れって言ってますよね。ところが人事院勧告で職員の給与が削減になってという部分では、実はその辺も含めて保育料が上がっていく段階では2年遅れというものはあるんですけども、逆に保育料自体も多少そういうかかる経費が下がってくると、人件費含めて。だから、保育料基準も見直しで下がっているという部分もないわけではないんですよ。それでいきますと、今、現実には2年遅れという状況ではなくて、じゃあ下がる時にうちも合わせて下げると言うんですかね、そういうことをやってきた結果、2年遅れってぴったりもう今行かなくなっている実態なんですよ。だから、町の判断の中で保育料を軽減するために独自の所得階層別の表を細分化して作って、トータルで1,700万ぐらい町で持ち出しが出てきていると、そういう実態。これは十分、議会の中でもそういう2年遅れという部分が過去の情報だけで行ってしまっているものですから、そうならないという部分の説明が足りない部分があるかと思いますが。ただ、こういう状況なものですから、2年遅れという部分は現実にはそうならないということで、1,700万円の持ち出しの部分でもやはり負担いただけないかという部分で、完全にそれを全廃にするということではなくて、やはりいろいろ利用者あるいは町民の方、議会も含めてこれから説明

して、そして段階的に見直しできるものがないのかと。例えば今、町がやっている施策では2人目入れたら半額で、3人目で無料ですとかね。あと、一定の所得以上の方はもうそれ以上上がらないようにするとか。いろんなものを組み合わせしてですね、そういう1,700万というのが出てきているんですよね。だから、保育料のあり方としてどういうあり方がいいのか。国と比較するにしても細分化されていて、あまりにも比較できないという部分もありますし、そういう簡素化も含めて担当課の方で単純に、今の時代ですから町だけで決めて、すぐ実施するという事にはならないと思いますので、そういうやりとりの中で検討していくのかなと。ちょっと2年遅れの部分については、私も詳しい説明できませんけど。結果としては、今、そういう形にはなっていないという部分で一つご理解いただきたいと思います。

委員長（吉田和子君） はい、吉田室長。

行政改革推進室長（吉田稔君） 前に下水を私が担当していたので私の方から答えたいと思います。まず、料金改定の考え方なんですが、これは私が下水道課長の時代に、平成13年度に改定かけました。実質13年度の中で条例改正やり、14年度から新たな改定ということを進めます。その段階でも民間の上下水道審議委員さんの方から答申も受けた中での進め方でございます。ただ、下水道会計は特別会計ではございますけど、当然、料金改定、料金に伴うものについては企業会計と同じように収益的事業、また資本的事業の区分をした中で、料金に関わるものについては収益的事業、また設備投資にかかるものについては資本的事業というような区分でやっています。当然、収益的事業が料金に伴うものですから、ただ、それらの中を過去のものとして検討した中で、自分の中で積算やった中ではですね、当時の単純な積算、記憶なんですが、考え方で原価計算含めてやっていくと。白老の下水道使用料金は倍にしなかつたらペイしないと。そういうことです。今の中では確か20リットル当たり3,300円程度ですので、そのぐらいにならないければ実質的にはペイにならないというのは、やはり白老は長いのと、それと区域面積が広いという面と、それと効率性の問題、これらの問題からできてました。その中で当時20%料金改定をやってます。それも平成8年度に料金改定やって以来やっていなかったもので。

ただ、それまでは、平成12年度までは下水道関係経費の不足分については、すべて一般会計から繰入金でもらってました。だから、そういう面では足りなかつたら一般会計からもらうという安易なものもあつたかなと思います、実際。ただ、それらの中で自分が居た中で料金改定に関わつたというのは、白老の財政状況、それと自分が下水道会計を扱つた中での自分の分析からいって、やはり改定しなかつたらこれはもたないということと、原価計算の中でも先ほど言ったように倍ぐらいの経費がかかるというような状況が出てくるものですから。ただ、一度に倍に上げるような話はできないですし、町民の皆さんに使用料としていただくためにあまり負担のならない程度のものであるというような考え方で当時20%出したわけです。それでですね、その中では料金については議員の皆さん、また町民の皆さんにも、広報またはちらし等を含めて出した中でもご理解いただいたなど、私はそういう判断してました。ただ、料金のことで、じゃあ下水道の建設をやって下水道使用が可能になった地域の住民の方が100%使っておられるのかとなると、実際は使っておりません。白老町全体でやると86%台ぐらい。14、5%が使っておられない方。そ

れで、なぜそれがなったのかということなのですが、私も下水道建設の中で住民説明会でそれぞれの地域へ行って住民の皆さんといろんなお話する中で、やはり法律では施行後3年間で下水道、トイレ等を改築しなければならないという法律がございます。ただ、やはり聞くと年配のお年よりの方が1名、一人で居る方、または年寄夫婦で居られる方って今まで汲み取りでやってきた生活が新たな中で40万、50万かけて使うのか。まして自分の家が、子供たちが帰ってきて使うのならまだわかるんだけど、それ自身も分離世帯でないこの家がこれからも使うという保障もない中で、何十万もお金を負担することはできないという意向の話はやはり出てきました。それでも、法律で3年間ということがあるということでも何とかご理解してお願いしますということをお話すんですけど、結果的にはやはり10数%の家庭の方が使っていないというのは、そんな理由かなというふうに思っています。

ただ、3年経過したから、じゃあそれらのものが罰則規定あるかとなると、罰則規定も乏しいですし、またそれまでかけてやるべきでもないと思いますし。ただ、町の方で15年から始めたことは、たまたま15年に社台地区やったんですが、白老の字ブロックに区切ってですね、下水道使用者の状況分かりますので、それを全部調べた中で使っていない家庭については案内出そうと。それは下水道の、例えば水洗トイレの貸付条例もありますよね。そういうことで1カ月1万円の貸付原価を返せば町が利息分は持つんですよと、そういう制度も含めてそれらの調査の中で入れてやっているんですが。それによって社台の中で私が異動になるまでの間に確か、2件だか3件だかですね、新たに下水道を付けてくれたという家庭があったというようなことでは聞いてます。そういったこまめなことというのはやっぱり必要かなというふうに思いますし。ただ、100%というのはやっぱりどこも難しいようではございますけど、ただ使う人が多ければ委員長が言われるように確かに原価的には下がってくるのは、それは間違いありません。でも本当はそういう目標でいきますけど、なかなかそういう実態ですので伴わない面があるので、そんなことの最善の、町として努力してやっていく必要があるのかなと。それに伴って今の料金ばかりではなく、やはり特別会計の健全化という意味もですね。それらのものもまた経費も当然かかっているわけですから、汚水を流すものにおいても水を浄化するというですね、そういう経費もかかってくる中で、それらのものもやはりすべてを見直した中で経費の削減を含めてですね、効率性を求めてやるのが、または料金にも伴う話ですし、それらのものというのは当然必要だとこのようには思っています。それで、前の料金改定の時にその辺のラインの、何をやるべきかということ、何を対象になるということも、国の方からの指針も出てますのでそれらの中に基づいて工面できるような、そんなシステムの内容の形で作ったつもりでありますので。そういった指針等が変わってきた中では、また新たな中を組み込みながら決めていかれるのかなとは思っています。ただ前回の、上下水道運営委員会から当時の中では3カ年程度の見直しという答申も受けているんですが、たまたま3年度目というのが前年度、去年だったものですから町自身がそういう体制の中でなかなか進める状況でなかったものですから。私も引き継ぎの中でも16年度に料金の改定という問題も引き継いできておりますので、内部で検討されていくものと、そのように思っていますので。そういうことで確かに言われることはごもっともなこともございますけど、やはり出来るものと言うん

ですか、私たち町職員として出来るもの、また町民に対して説明の出来るものというものをやはり情報提供も含めてですね、大いにやっていけば町民の皆さんの理解を得られるんじゃないのかなと思ってますので、そんなことでよろしくお願いしたいと思えますし。

委員長(吉田和子君) 私が言いたいのはね、値上げをするということはわかるんですけども、そういう引いたら引いた後に、さっき社台が何件かなんて言ってましたけれども、そういうことが私はすごく大事だと。そういう努力をされているかだというふうに思うんです。だから、合併浄化槽が安いとかそういう説明もするとか。それからやる前に、もし、その世帯が30世帯しかなければ線を引っ張って行って、もしくはそこから100m行ったら2件ぐらいあったと、そこまで引っ張るのかどうなのかということも、やる前にきちんと状況を調査するとか、少しでも経費をかけないという努力をしていただきたいという思いがあります。答弁はいいです。そういうことで今後ね、もう今は下水道課長さんではないので他でまたお話ししていきたいと思えますけれども、そういう思いがあります。値上げというのは定期的にして下さいという答申があったかもしれませんが、今、町が厳しいのと同時に町民も厳しいんです。だから、そういう中での説明がきちんと出来る、そして行政もこういう努力をしているんですと、こういうふうに対応してますと、ただし、ここまではやりましたけど、これは厳しいんですというものをきちんと説明出来るものを持ってもらいたいというふうに思うんです。

行政改革推進室長(吉田稔君) ちょっと基本的なことを言い忘れたんですが、下水道の建設を含めてなんですが、合併浄化槽もイコールになると思いますが、ただ下水道事業の基本的なことは市街化区域の中に下水道。要するに市街化区域となるとどこでも住居を建てられます。調整区域になると、今の家のある部分は既存宅地として認められますけど、その他のものについては住宅も建てませんので、それらのものというのは例えば投資やったにしても、ましてやそういうところであれば住居が点在しているわけですよ、集約されてないですから。投資効率悪くなるしという、そんなものもあって。やはり原則の市街化区域内の調整というのが基本だと思いますし、また町の方でも下水道計画自身には載ってまして、区域が載ってるんですが、今までの区域の中では混雑して入って区域が設定されているんですよ。ただ、今までやられている、下水道の建設されているところというのは市街化区域が主でやっています。ただ12間の萩野地区の奥についてはですね、市街化区域は今の石山大通りのラインで切れるんですけど、その奥というのは調整区域です。ただ、旧宅造法で宅地造成された区域なものですから、あそこについては宅地なみ課税ということで、要するに市街化区域と同じ効力を持っている区域でございます。それで下水道を進めていると。その一番大きく、住宅が密集しているのが大昭和製紙の分譲をやったあけぼの団地、あそこが一番現在の中では密集してますし。あと、その他の地域になるとなかなかちょっと点在ぎみのところありますけど、どこでも住宅が建てられる区域ですので、そういう意味合いで都市計画上の環境を含めて出来る区域ということで下水道の建設をやっていますけど。ただ、これから新たな当然見直しも必要になってきますし、また下水道計画が引かれているところについては、合併浄化槽は今の制度の中では町単独でやるのであれば出来ますけど、補助を得てやろうとすれば下水道区域に入っていると出来ないんですよ。だから、合併浄化槽を推進するに

あたっては、やはり下水道計画を連動した考え方ですので、下水道計画をどう組むかによってやはり合併浄化槽の区域も徹底した中で進めた方が、現在の中での建設費の比較をやっていくと3分の1程度で出来そうな計画単価になりますので、そういった意味合いで進めていくというような考え方で下水道課も今、進んでおりますので。全体としては再度もう一度下水道計画自身全体の見直しから始まると思いますので。

委員長（吉田和子君） 他に質問のある方。玉井委員。

委員（玉井昭一君） 私が聞くのはちょっとおかしい話なんだけど。岩倉、旭化成団地ありますよね、あそこは。石山団地。あそこは下水道区域になっているはずなんだけども、もしか合併処理浄化槽に変えるということは出来る可能性はあるんですか。ないんですか。

委員長（吉田和子君） はい、吉田室長。

行政改革推進室長（吉田稔君） 今の区域の中では全部入ってます。ただ、自分が居た時からのネックだったのが、あそこの団地までに行く間の距離なんですよ。住宅が何もありませんよ、あそこ。途中まで何百mも何もありませんよ。それらの中で岩倉団地、旭化成団地ございますけども、あの辺の住居戸数の問題、それらの中の問題を考えた中でその区域をどうするかということを設定しなければならないと思うんです。見直しの対象になるのはまだ建設に入っている地域ではございませんのでなるとは思いますけど、ただそれがどちらかになるということは、今の中では私は言えませんのでご理解していただきたいと思います。

委員長（吉田和子君） 他にございませんでしょうか。はい、及川委員。

委員（及川保君） これを全体見て今日いろいろ議論したんだけど、一つ。一般会計からの支援も含めて、例えば特別・企業会計のことについて言えばだね、安定した財政基盤の確立に向けて取り組んでいきますと。もう当初から、結局最後の方にも、特別・企業会計の方にも出てくるんですよ。当然、今、室長が前の下水道のことについてもね、町民の毎日の生活に関わる大事な部分ですから、当然厳しい状況の中では一般会計から繰り入れするということも今後も当然やっていかなきゃならないことではあると思うんですよ。だからやっぱり努力する、特別会計も企業会計もそれぞれの部門で努力することは絶対やっていかなければ駄目だと思うんですよ。それを安易に繰り出しして、いやいや助かったなど。結局、ここの表に出てくる、28ページの決算の状況ですよ。で、一般会計からの繰り出しが14年度はこうだったよというふうに記載するんだけど、これでじゃあ助かったなということで終わっちゃうんですよ。厳しい今の町の財政状況の中でね、安易にいやいや繰り出すからいいんだよと、これはあまりにも仲間うちだけのやり方じゃないかなと。非常に私はこの辺に不満を持っているんですよ。

委員長（吉田和子君） 辻課長。

財政課長（辻昌秀君） 特別会計・企業会計の財政状況の改善という部分についてはですね、基本的にはおっしゃるとおりそれぞれの会計、一般会計と違ってそれぞれ会計分けてやっていますので、それぞれの会計が努力すると。まず、それが大前提なんですけれども、歳出の削減とかいろいろ事務経費の見直しというのは全会計通じて行っております。また、例えば特別養護老人ホームの例を出しますと、実はそういう物件費だとかそういう部分の経費の割合というのは公立で

やっている他の施設よりもかなり今、低くなっていると、下がってきていると。各会計もそういうことですね、そういう自分たちの職員が努力出来る部分と言うんですか、そういう部分はかなりやってきているんですけども、最終的にここまで来ての各会計の努力ということになると、各会計の本来の収入である使用料だとか、そういうものを見直ししない限り基本的には抜本的な立直しにはならないだろうと、そういう部分が一つあります。

財政課長（辻昌秀君） それで一般会計で支援する部分についてですね、これは他の会計が赤字だから助けてくれという単純なそういうことではなくてですね、やはり特別会計がそれぞれの事業をやってきた背景には町全体の事業を進めていく上での方針があって、例えば下水道については市街化調整区域も含めて町の事業として拡大していくんだと、そういう中で過去集中的に国の景気対策も使ってやってきたと。その結果が今、元利償還金含めてかなり膨らんできて、そういうものがかなりの赤字要因になってきていると。それとあと、臨海部会計について申し上げればですね、やはりこれも港湾本体の海の方の整備と同時に背後地の埋め立てをしなければ事業を進められないよという中で、下水道、水道までですね、売れる単価にならないという前提ながらやはり政策として港湾事業全体の中で進めてきたと。そういう政策の部分があるものですから、これはやはり一般会計と同様に公共投資の元利償還金のある程度の部分についてはですね、やはり支援していかなくちゃならないかなとそういう方針の中で位置づけてます。ただ、国保会計については医療費の問題とかいろいろあつての赤字なんですけれども、ここは要するに保険税上げれば単純にカバー出来るんでないかという話になりますけれども、その辺の兼ね合いについては保険税だけで解消を図っていいんだろうかと。一般会計で今、支援するというふうな狙いはですね、実は道からの独自の努力に対するまた支援措置というのがあるんですよ。特別支援の調整交付金と言うんですか。一般会計から支援するという、そういう姿勢がなければなかなか付いてこない部分で。過去にそういう組み立ての中で平成10年ごろ1回赤字を解消したことがあるんですよ。ところがその後また赤字が出てきているという部分でですね、数字がはっきりしませんが15年度もすでに500万程度ちょっと繰り出し追加したんですけども、その組み立ての中で1千万ちょっと道から逆に支援を得るとかという、そういう組み立てもあるものですからね、国保会計についてはそういう国、道からの支援策を引っ張ってくるという意味合いにおいてもですね、やはり一般会計からの支援と。そういう組み立て、ちょっと説明しきれない部分ありますけれども。結構、一般会計側というか、町全体の政策として支援していくんだという位置づけの中で組み立てていきたいということなんです。

委員長（吉田和子君） 質問もういいですか。お諮りします。4時からちょっと予定の入っている方もいらっしゃるんですけど、明日の予定では5章、6章になってるんですが、まだ全体的に質問がもし、今日帰ってからまた勉強したりして出てくるのがあると思うんですが。明日、総務課長と吉田室長の方の課の方の関係はどうでしょうか、午前中。よろしいでしょうか。で、助役も一応控えていてくださるということですので。皆さんにお諮りしますが、明日、助役にも出ていただくということになってるんですが、そのようにお願いをしてよろしいでしょうか。じゃあ、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

閉会の宣告

委員長（吉田和子君） 本日の会議はこれで終了したいと思います。大変ありがとうございました。
した。ご苦労様でした。 (閉会 午後3時57分)